

# 林地開発許可申請の手引

( 平成 2 8 年 3 月 改訂 )

秋 田 県 農 林 水 産 部

# 目 次

・ 林地開発許可制度の概要について .....	1
1 . はじめに .....	1
2 . 林地開発許可制度について .....	1
3 . 開発計画を樹てるに当たって .....	2
4 . 許可申請に当たっては .....	3
5 . 許可後は .....	4
6 . 違反行為があったときは .....	4
7 . 開発行為完了の手続きは .....	5
8 . 許可制の適用除外 .....	5
・ 林地開発許可制度の体系図 .....	7
・ 森林法等抜粋 .....	8
・ 開発行為の許可基準 .....	16
・ 秋田県林地開発許可制度実施要綱 .....	29
様（書）式目次 .....	32
開発行為許可申請図書一覧表 .....	52
・ 林地開発制度に係る「専ら道路」事業の取り扱いについて .....	83
・ 現場写真撮影要領 .....	86
・ 参考資料 .....	87

## 林地開発許可制度の概要について

# 林地開発許可制度の概要について

## 1. はじめに

林地の適正な利用を確保することにより、森林のもつ公益的機能を維持することを目的とした林地開発許可制度が昭和49年10月31日に創設され、それまでの無秩序な林地の転用や乱開発もなくなり、以来、今日までほぼ円滑な運用が図られてきているところであります。しかし、近年においては、国民生活や経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場として利活用することに対し国民の期待が高まるとともに、林業・山村側からも森林の土地を利用して地域の活性化を図る動きが拡大したり、更にはゴルフ場、スキー場などの大規模な森林の土地利用による環境問題、水問題等への懸念も高まったところであります。

また、平成12年4月1日からは、林地開発許可制度は都道府県の自治事務となりました。

このようなことから、本県においても当該制度の適正且つ円滑な運用を図るため、「秋田県林地開発許可制度実施要綱」及び「同事務取扱要領」について、必要に応じその一部改正並びに見直しを図り、今日に至っております。

## 2. 林地開発許可制度について

森林には、水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を多かれ少なかれ有しており、それを通じて、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しているものであります。

これらの森林は、一度開発してその機能を破壊した場合には、これを回復することは非常に困難な場合が多いことは、既にご承知のことと思います。これらの森林において開発行為を行うに当たっては森林の有する役割を阻害しないよう適正に行う必要があり、また、それが開発行為を行う者の権利に内在する当然の義務でもあるという観点から、次のような規制があり省令で定める手続きに従い知事の許可を受けなければならないとされております。（森林法第10条の2第1項）

### (1) 開発許可を受けなければならない森林は

秋田県地域森林計画の対象となっている民有林です。

### (2) 許可を受けなければならない開発行為は

ゴルフ場、スキー場、工場・宅地の造成など「土石又は樹根の採掘、開墾、その他土地の形質を変更する行為」で開発行為の規模が、

1ヘクタールを超える林地の開発

道路だけをつくる場合には有効幅員が3mを超えるもので、土地の形質を変更する面積が1ヘクタールを超える開発の場合です。

但し、次の各号の一に該当する場合は、許可は必要としませんが、知事に対する協議等の手続きが必要ですので留意してください。

一 国又は地方公共団体が行う場合

- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

### 3. 開発計画を樹てるに当たって

#### (1) ぜひ、相談窓口へ

2-(1)の林地を対象に開発計画を樹てようとしている方は、まず、その森林のある区域を管轄する地域振興局農林部森づくり推進課又は秋田県農林水産部森林整備課の林地開発担当にご相談下さい。そこで、申請に当たっての留意事項及び申請書類、図面等の作成方法などについて説明を受けることができます。

#### (2) 開発計画の策定に当たっての留意事項

- 1) 開発計画の内容は次に掲げる許可基準を具備していなければなりません。(森林法第10条の2第2項)

森林のもつ災害防止のはたらきが、開発することによって失われ、土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

森林のもつ水害の防止のはたらきが、開発することによって失われ、下流保全区域に水害を発生させるおそれがないこと。

森林のもつ水源かん養のはたらきが、開発することによって失われ、水の確保に著しい支障をきたすおそれがないこと。

森林のもつ環境保全のはたらきが、開発することによって失われ、環境を著しく、悪化させるおそれがないこと。

- 2) 次にあげる林地の開発は、許可基準などからみて不許可となることがありますので極力避けるようにしてください。

地域森林計画において樹根および表土の保全、その他林地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林

飲料水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林

地域森林計画において、自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林又は特に保健保全機能を高度に発揮させる必要があるものとして定められている森林

地域森林計画において、更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林

優良人工造林地又はこれに準ずる天然林

保安林及び保安施設地区

以上の森林の確認については、農林水産部林業木材産業課、地域振興局農林部森づくり推進課、並びに市町村役場に備え付けの森林計画図並びに農林水産部森林整備課、地域振興局農林部森づくり推進課に保管する保安林台帳によってください。

- 3) また、2-(1)の林地を対象に開発行為を行う場合は事業の目的、態様等に応じ事業区域内にP - 33、34の別表による割合で森林又は緑地の配置等が必要です。
- 4) なお、開発行為の対象となる森林の区域がおおむね50ha以上となる大規模開発の場合にあっては、その開発が地域社会に及ぼす影響が大きいことから、開発行為の立案段階において、その計画概要等を国に報告し、意見を得てから林地開発許可申請書を受理することになります。
- 5) さらに、県が定める「秋田県環境影響評価条例」の適用を受ける開発行為は、同条例第23条の縦覧期間を終えてから申請書を提出することになりますので留意してください。
- 6) 上記以外にも、いろいろな制約事項がありますので、詳細については相談窓口でおたずねください。

#### 4. 許可申請に当たっては

- (1) 許可の申請書類は、秋田県林地開発許可制度実施要綱第2条の規定に従って作成し提出して下さい。

開発行為の計画においては、全体計画の内容に基づき申請することとし、その関係図書の整備内容によっては、期別毎に分割した計画内容で申請することができます。（大規模開発で長期間に及ぶ場合は、他所管の許可期間と一致しなくてよい）

完了後の供用開始は、森林の一時転用を除き、完了確認後となることから、一部分の供用開始を急ぐ場合の設計図書は、工区等（ブロック）の区分が明確に判断される計画内容のものを作成してください。

- (2) 設計図書類は、できるだけA4判の大きさに屏風折りに統一してください。
- (3) 設計図書類には、それぞれ見やすい場所に見出しをつけ図書目録を添付してください。
- (4) 各種図面には、その開発計画が明確に判断される縮尺のもので作成してください。
- (5) 図面には必ず縮尺、凡例を明示してください。
- (6) 各種計画図の記載内容が複雑で不明瞭となるような場合には、適宜別葉とし、その1・その2として作成してください。
- (7) 登記簿謄本等は、申請日以前1カ月以内のものを提出してください。
- (8) 他の法令等との関連

他の法令等の許認可、承認、届出等を必要とする場合は、林地開発許可申請と同時に、それ以前に手続きをするようにしてください。

許認可等の申請書類及び許可書等の写し並びに条件が付されている場合には、その内容が明らかな書類の写しも併せて提出してください。（補助及び融資事業についてはその関係書類の写し）

(9) 申請書類の提出

申請書類は、所轄の農林部森づくり推進課へ提出してください。

申請書類は正本1部、副本1部の2部を提出してください。なお、開発行為にかかる森林面積が10ha以上及び開発行為の目的から特に審議を必要とする申請においては、図面を3部提出してください。

関係する機関等との協議、調整上必要な書類の追加提出を求めることがあります。

申請書の受理は、必要関係書類が確実に整備提出された時となります。

(10) 森林の一時的利用計画

開発後の跡地利用計画のない場合は、跡地に植栽等が必要で、再び森林扱いとなります。

## 5. 許可後は

(1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容や許可条件に従って行わなければなりません。

(2) 開発行為に着手及び完了したとき並びに完了前に相続、合併その他の理由により開発行為の地位の承継が行われた場合は、速やかに届出なければなりません。

(3) また、施行中の状況について、毎年5月31現在における施行状況について、その翌月の15日までに知事に対し報告するとともに、県が施行状況に関する調査を行うときは拒否できません。

(4) 許可条件に付された防災工事が完了したときは、速やかに届出を行い、確認を受けなければなりません。

(5) 許可を受けた開発行為者は、現場の見やすい場所に許可標識を立てなければなりません。

(6) 行為の中止又は廃止のときは、速やかに知事に届出るほか、指示に従い防災措置を講じ、確認を受けなければなりません。

(7) 行為完了後、外部から明視できなくなる主要な工作物は、その規格寸法等を判断できる工事経過写真を添付してください。

(8) 開発区域については、境界杭等で明示するとともに保存につとめ、隣接地に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければなりません。

(9) 開発行為の計画を変更する場合、内容によっては、許可の変更申請を行わなければなりません。

(10) 開発行為中に災害が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、速やかに届出なければなりません。

## 6. 違反行為があったときは

次のような行為があった場合は、行為の中止及び復旧について指示、命令等の処分を行うこととなり、場合によっては許可の取消処分等がなされることがあります。

(1) 不正な手段により法第10条の2第1項の許可をうけて開発行為をした場合

(2) 許可に当たって付された条件に違反し、その内容が著しく公衆の利益を阻害していると認めら

れる場合

- (3) 違反行為に対する中止又は復旧命令に従わない場合
- (4) 開発行為許可期間を超えても開発行為に着手しない場合

## 7. 開発行為完了の手続きは

### (1) 完了の確認

「林地開発行為完了届」の提出があったとき知事は、  
ア 申請書及び添付図書の内容に従って行われたか、  
イ 許可条件に適合しているか、  
について完了確認を行います。

確認の結果、是正の必要があると認めたときは、文書等をもって通知します。

### (2) 完了確認書の通知

確認の結果、許可内容のとおり完了したことを認めたときは、「林地開発行為完了確認通知書」により通知します。

土石の採取等の森林の一時転用を除き、開発行為の目的の供用開始は、「林地開発行為完了確認通知書」の通知を受けてから行ってください。

## 8. 許可制の適用除外

### (1) 許可を要しない開発行為の協議

森林法第10条の2第1項第1号及び第3号の規定により「国又は地方公共団体」が開発行為者となる場合及び「公益性が高く省令で定める事業の施工として行う開発行為」については許可制度が適用されないことになっております。

これは、国は林地開発許可制度の監督者であり、県は本制度の執行者であること、更に市長村及びその他の地方公共団体の行う開発行為については、行政組織を通じての指導の徹底が図られるからであり、省令事業についても「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少ないこと」及び「公益性が高いと認められること」と考えられ、また事業の実施を所管する行政官庁において十分な指導監督が担保されると考えられるからです。

それゆえ、国又は地方公共団体等で行われる開発行為については民間の模範となるべきことが強く期待され、林地開発許可制度を創設するための法改正を行う国会の審議課程において「国、地方公共団体等の実施する開発行為についても開発許可制度の創設の趣旨を徹底する等その運用について厳正を期すること」として衆議院農林水産委員会において付帯決議がなされ、これを受けて昭和49年10月31日付け49林野企第84号をもって農林事務次官から関係各省庁事務次官あてに「林地開発行為を行う場合、法第10条の2第2項の許可基準に反することのないようあらかじめ、都道府県知事と連絡調整を行うとともに、関係者に対して十分指導するよう（要旨）」の申し入れがなされ、同時に都道府県知事に対しても同趣旨の通達がなされております。

このようなことから、国又は地方公共団体等が1ヘクタールを超える林地開発行為を行うときは相

当の余裕期間をもって知事に許可制の適用のない林地開発についての協議を行う必要がありますので留意してください。

(2) 国又は地方公共団体とみなされる団体

独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、国又は地方公共団体とみなされます。

〔参考〕 伐採届について

地域森林計画の対象になっている森林の立木を伐採するときは、森林法に基づき、あらかじめ市町村長に伐採届を提出しなければなりません。

(ただし、林地開発行為の許可を受けたときは、伐採届の提出は不要です。)

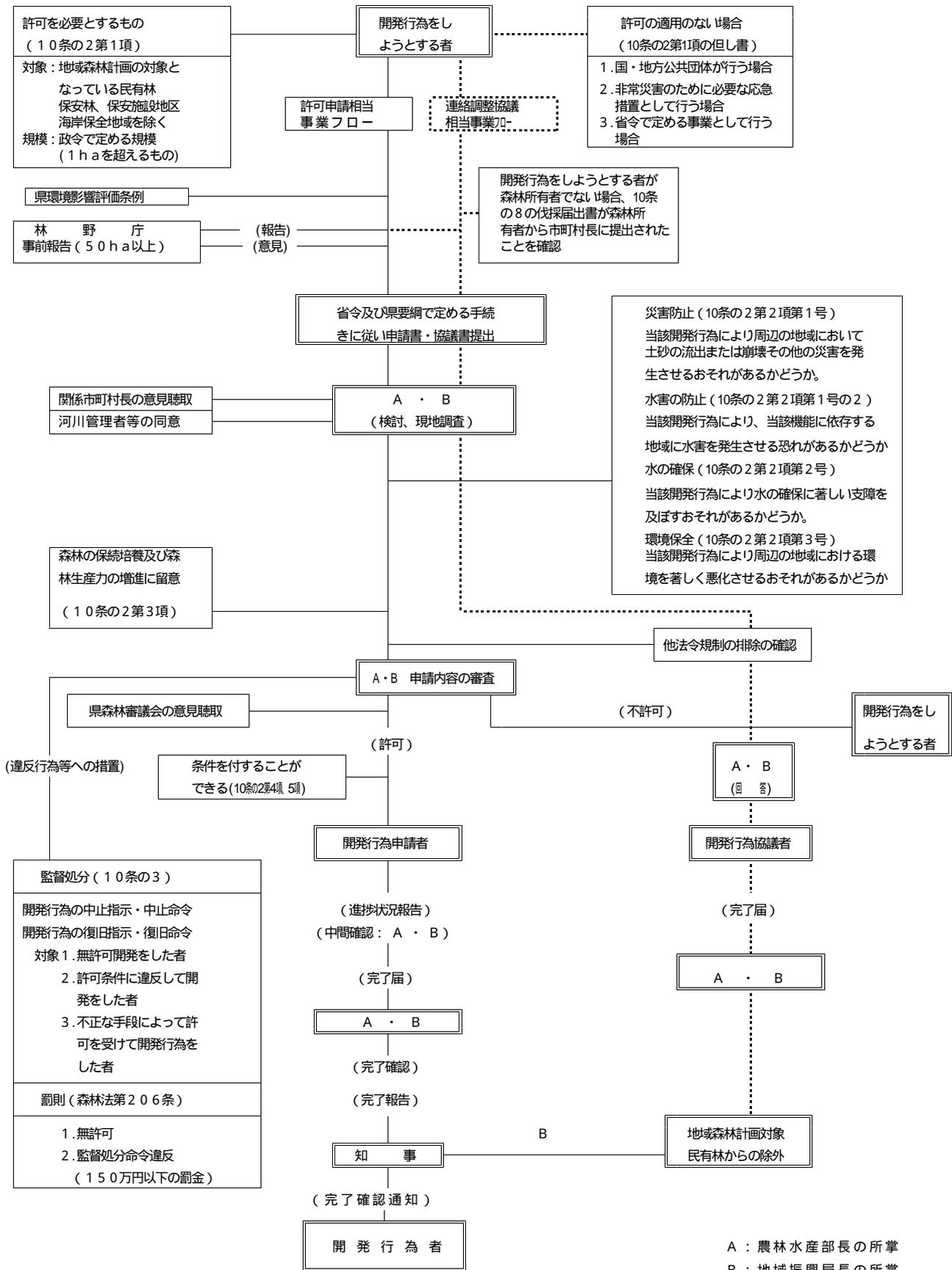
このため、1ヘクタール以下の林地開発行為については、この届出が必要です。

届出の方法等については、市町村の林務関係窓口へお問い合わせください。

## 林地開発許可制度の体系図

# 林地開発許可制度の体系図

(開発面積が1.0haを超えるものに適用)



森 林 法 等 拔 粹

# 森林法等抜粋

## 1. 森林法（抄）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

- 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第10条第1号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（承継人に対する効力）

第3条 この法律又はこの法律に基き命令の規定によってした処分、手続きその他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

（地域森林計画）

第5条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 四の二 間伐立木材積、その他間伐及び保育に関する事項
- 四の三 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 五 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法

その他林産物の搬出に関する事項

五の二 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

五の三 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

六 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

七 保安林の整備、第41条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 第4条第3項の規定は、地域森林計画に準用する。

5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があったため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

(地域森林計画等の遵守)

第8条 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、地域森林計画に従って施業し、又は森林の土地の使用若しくは収益をすることを旨としなければならない。

(開発行為の許可)

第10条の2 地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行う場合

二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機

能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第1項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

第10条の4 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で、農林水産大臣の指定するものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続きに従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 第10条の2第1項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三 第10条の11の4第1項(第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の裁定(「第10条の11の2第1項第1号の契約の締結に関するものを除く。')に基づいて伐採をする場合

四 第10条の17第1項の規定による広告に係る第10条の15第1項に規定する公益的機能維持増進協定(その変更につき第10条の18において準用する第10条の17第1項の規定による公告があったときは、その変更後のもの)に基づいて伐採する場合

五 第11条第5項の認定に係る森林施業計画(その変更につき第12条第3項において読み替えて準用

する第11条第5項の規定による認定があったときは、その変更後のもの)において定められている  
伐採をする場合

六 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合

七 第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合

八 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であって、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合

九 普通林であって、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合

十 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

十一 除伐する場合

十二 その他農林水産省令で定める場合

2 前項第10号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定める  
手続に従い、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

## 第8章 罰 則

第206条 次の各号の一に該当する者は、150万円以下の罰金に処する。

一 第10条の2第1項の規定に違反し、開発行為をした者

二 第10条の3の規定による命令に違反をした者

三 第34条第1項(第44条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者

四 第34条第2項(第44条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者

五 第38条の規定による命令に違反した者

第207条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一 第10条の8第1項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者

二 第10条の9第3項又は第4項の規定による命令に違反した者

三 第31条(第44条において準用する場合を含む。)の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者

四 第34条の2第1項(第44条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者

五 第34条の3第1項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者

第209条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条の8第2項又は第34条第9項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出書の提出をしない者
- 二 第34条第8項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、都道府県知事に届けない者

## 2．森林法施行令（抄）

（開発行為の規模）

第2条の3 法第10条の2第1項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールとする。

## 3．森林法施行規則（抄）

（開発行為の許可の申請）

第4条 法第10条の2第1項の許可を受けようとする者は、申請書（2通）に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に関する計画書
- 二 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 三 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

（開発行為の許可を要しない事業）

第5条 法第10条の2第1項第3号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

- 一 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 二 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- 三 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- 四 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理

- 五 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供用する放送設備
- 六 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
- 七 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- 八 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）
- 九 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送をするものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
- 十 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
- 十一 航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- 十二 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第8項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。）
- 十三 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- 十四 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設
- 十五 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
- 十六 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業、同項第3号に規定する卸電気事業又は同項第5号に規定する特定電気事業の用に供する同項第16号に規定する電気工作物
- 十七 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業（第15号に該当するものを除く。）
- 十八 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- 十九 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設

（法令により立木の伐採につき制限がある森林）

第10条 法第10条の8第1項第8号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。

- 一 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地に係る森林
- 二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された特別保護地区内の森林
- 三 漁業法（昭和24年法律第267号）第120条の規定により除去を制限された立木に係る森林
- 四 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念

物に係る森林及び同法第128条第1項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の森林

五 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項又は第73条第1項の規定により指定された特別地域内の森林

六 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第4条第1項の規定により指定されたばた山崩壊防止区域内の森林

七 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第6条第1項の規定により指定された歴史的風土特別保存地区内の森林

八 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の風致地区として定められた地区内の森林

九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林

十 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第4条第1項の規定により指定された特別母樹又は特別母樹林に係る森林

十一 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第1項又は第46条第1項の規定により指定された特別地区内の森林

十二 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条の規定により定められた特別緑地保全地区内の森林

十三 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）第3条第1項の規定により定められた第1種歴史的風土保存地区内の森林及び同項の規定により定められた第2種歴史的風土保存地区内の森林

十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第37条第1項の規定により指定された管理地区内の森林

#### 4．土壤汚染対策法（抄）

（形質変更時要届出区域の指定等）

第11条 都道府県知事は、土地が第6条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第12条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

二 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為

三 非常災害のために必要な応急処置として行う行為

(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第16条 要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)内の土地の土壌(指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下、「汚染土壌」という。)を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

二 当該汚染土壌の体積

三 当該汚染土壌の運搬の方法

四 当該汚染土壌を運搬する者及び当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称

五 当該汚染土壌を処理する施設の所在地

六 当該汚染土壌の搬出の着手予定日

七 その他環境省令で定める事項

# 開 発 行 為 の 許 可 基 準

# 開発行為の許可基準

林地開発行為の許可基準は、次に掲げる通達に基づいて運用されております。

<p>開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(平成14.3.29 13林整台第2396号、農林水産事務次官から各知事あて) 別記 開発行為の許可基準の運用について 最終改正 (平成25.3.29 24林国管第164号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則について (平成14.5.8 14林整台第25号、林野庁長官から各知事あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則の適用について (平成14.5.8 14林整台第32号、林野庁森林整備部長から各県部長あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>
<p>開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。 なお、地域森林整備画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備画において公益的機能別施業森林区域(法第5条第21項第4号の3に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。)内に存する森林における開発行為は、法第10条の2各号の一に該当する場合が多いと考えられるので、その審査は特に慎重に行うこと。</p>		
<p>第1 一般的事項 1 次の事項のすべてに該当し申請に係る開発行為を行うことが確実であること。</p>		
<p>(1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。</p>		
<p>(2) 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。</p>	<p>第1 運用基準第1関係事項 1 「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。</p>	
<p>(3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明かであること。</p>		

<p>開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(平成14.3.29 13林整台第2396号、農林水産事務次官から各知事あて) 別記 開発行為の許可基準の運用について 最終改正 (平成25.3.29 24林国管第164号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則について(平成14.5.8 14林整台第25号、林野庁長官から各知事あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則の適用について(平成14.5.8 14林整台第2号、林野庁森林整備部長から各県部長あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>
<p>(4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。</p>		
<p>2 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること(法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを基準的として決められたものであること)が明らかであること。</p>		
<p>3 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一割についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。</p>		
<p>4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用途における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。</p>	<p>2 「現状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状を回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて道筋の効用を回復するための措置をいう。</p>	
<p>5 開発行為が周辺の地域や森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。</p>	<p>3 運用基準第1の5の要件としては、例えば開発行為により道路が分断される場合には代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置すること等が該当する。</p>	
<p>6 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業種別に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。</p>	<p>4 運用基準第1の6の要件としては、例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い、地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。</p>	

<p>開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(平成14.3.29 13林整台第2396号、農林水産事務次官から各知事あて) 別記 開発行為の許可基準の運用について 最終改正 (平成25.3.29 24林国管第164号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則について (平成14.5.8 14林整台第25号、林野庁長官から各知事あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則の適用について (平成14.5.8 14林整台第2号、林野庁森林整備部長から各県部長あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>
<p>7 開発行為をしようとする森林の区域(開発行為に係る土地の区域及び当該土地に在し又は隣接して残置することとなる森林又は森林地(開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。)内に残置し又は造成した森林又は森林地が善良に維持管理されることが明らかであること。</p>	<p>5 「善良に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は森林地につき申請者が権限を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は森林地の維持管理につき協定が締結されていること等をいうが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は研宷に努めるものとする。</p>	
<p>第2 法第10条の2第2項第1号関係事項 1 開発行為が原則として現状にそって行われること及び開発行為による土砂の移り量が必要最小限度であることが明らかであること。</p>	<p>第2 運用基準第2関係 1 運用基準第2の1の運用に当たっては、その利用形態からみて土砂の移り量が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量はha当たりおおむね1,000㎡以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万㎡以下とする。</p>	
<p>2 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>2 運用基準第2の2の技術的細則は、次の(1)から(4)に掲げるとおりとする。 (1) 工法等は、次によるものであること。 ア 切土は、原則として階状に行う等法面の安定が確保されるものであること。 イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。 ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。 エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずる恐れのないよう工事時期、工法等について適切に配慮されていること。 (2) 切土は、次によるものであること。 ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象</p>	

<p>開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（平成14.3.29 13林整台第2396号、農林水産事務次官から各知事あて）別記 開発行為の許可基準の運用について 最終改正 （平成25.3.29 24林国管第164号）</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則について（平成14.5.8 14林整台第25号、林野庁長官から各知事あて） 最終改正 （平成25.4.1 24林整台第2658号）</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則の適用について（平成14.5.8 14林整台第2号、林野庁森林整備部長から各県部長あて） 最終改正 （平成25.4.1 24林整台第2658号）</p>
	<p>及び丘旁にある既住の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。</p> <p>イ 土砂の切土高が10mを超える場合には、原則として高さ5m～10m毎に小段が設置されるほか必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。</p> <p>ウ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように打打ちその他の措置が講ぜられていること。</p> <p>(3) 盛土は、次によるものであること。</p> <p>ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び丘旁にある既住の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5mを超える場合には、勾配が35度以下であること。</p> <p>イ 盛土高が5mを越える場合には、原則として5m毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。</p> <p>ウ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の掘削、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 捨土は、次によるものであること。</p> <p>ア 捨土は、土留場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土留場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上選定されているものであること。</p> <p>イ 法面の勾配の設定は、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ土砂の流出のおそれがないものであること。</p>	

<p>開発行為の許可申請に関する事務の取扱いについて(平成14.3.29 13林整台第2396号、農林水産事務次官から各知事あて) 別記 開発行為の許可基準の運用について 最終改正 (平成25.3.29 24林国管第164号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則について(平成14.5.8 14林整台第25号、林野庁長官から各知事あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則の適用について(平成14.5.8 14林整台第2号、林野庁森林整備部長から各県知事あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>												
<p>3 切土、盛土又は畚土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>3 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(1)又は(2)に該当する場合をいう。ただし、土質調査等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合は、これに該当しない。</p> <p>(1) 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2mを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>ア 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。</p> <p>イ 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの。この場合において、アに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、アに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。</p> <p>表1</p> <table border="1" data-bbox="571 1370 970 1774"> <thead> <tr> <th>土 質</th> <th>擁壁等を要しない勾配の上限</th> <th>擁壁等を要する勾配の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩(風化の著しいものを除く)</td> <td>60度</td> <td>80度</td> </tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td> <td>40度</td> <td>50度</td> </tr> <tr> <td>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの</td> <td>35度</td> <td>45度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1mを超える場合。</p>	土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限	軟岩(風化の著しいものを除く)	60度	80度	風化の著しい岩	40度	50度	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度	
土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限												
軟岩(風化の著しいものを除く)	60度	80度												
風化の著しい岩	40度	50度												
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度												

<p>開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(平成14.3.29 13林整台第236号 農林水産事務次官から各知事あて) 別記 開発行為の許可基準の運用について 最終改正 (平成25.3.29 24林国管第164号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用取組について(平成14.5.8 14林整台第25号 林野庁長官から各知事あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第268号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用取組の適用について(平成14.5.8 14林整台第2号 林野庁森林整備部長から各県知事あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第268号)</p>
	<p>4 擁壁の構造は 次の技術的取組によるものであること。 (1) 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。 (2) 土圧等によって擁壁が傾倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。 (3) 土圧等によって擁壁が隆起しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。 (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。 (5) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため適正な水抜が設けられていること。</p>	
<p>4 切土、盛土又は舎土を行った後の法面が雨水、湧水等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>5 法面保護は 次の技術的取組により行われるものであること。 (1) 植生による保護(実播工、伏工、筋工、植栽工等)を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には人工材料による適切な保護(吹付工、張工、法砕工、柵工、網工等)が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。 (2) 表面水、湧水、湧水等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、4によるものであること。</p>	
<p>5 開発行為に伴い、相当量の土砂が流出し下流域等に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有する堰等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>6 えん堤等の設置は 次の技術的取組によるものであること。 (1) 堰等の容量は 次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を削減しうるものであること。 ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域ha当たり1年間でおおむね200m<sup>3</sup>~400m<sup>3</sup>を標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。</p>	

<p>開発行為の許可制に関する事務の取扱について(平成14.3.29 13林整台第2396号、農林水産事務次官から各知事あて) 別記 開発行為の許可基準の運用について 最終改正 (平成25.3.29 24林国管第164号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則について(平成14.5.8 14林整台第25号、林野庁長官から各知事あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則の適用について(平成14.5.8 14林整台第2号、林野庁森林整備部長から各県知事あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>
	<p>イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途算定するものであること。 (2) 堰堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に接続した位置であること。 (3) 堰堤等の構造は、「治山技術基準」(昭和46年3月13日付146林野整台第48号林野庁長官通達)によるものであること。</p>	
<p>6 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。</p>	<p>7 排水施設の能力及び構造は、次の技術的細則によるものであること。 (1) 排水施設の断面は、次によるものであること。 ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能となるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流出は次の(ア)及び(イ)により、流量は原則としてマンニング式により求められていること。 (ア) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。 <math display="block">Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A</math> Q : 雨水流出量 (m<sup>3</sup>/sec) f : 流出係数 r : 設計雨量強度 (mm/hour) A : 集水区域面積 (ha) (イ) 前式の適用に当たっては、次のaからcまでによるものであること。 a 流出係数は、表2を参考として定められていること。</p>	

<p>開発行為の許可制に関する事務の取扱について(平成14.3.29 13林整台第2396号 農林水産事務次官から各知事あて) 別記 開発行為の許可基準の運用について 最終改正 (平成25.3.29 24林国管第164号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則について(平成14.5.8 14林整台第25号 林野庁長官から各知事あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則の適用について(平成14.5.8 14林整台第32号 林野庁森林整備部長から各県部長あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>																															
	<p>b 当該雨量強度は、次のcによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。 c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表を参考として用いられていること。</p>																																
	<p>表 2</p> <table border="1" data-bbox="600 696 970 1137"> <tr> <td rowspan="2">区分 地表 状態</td> <td>浸透 能小</td> <td>浸透 能中</td> <td>浸透 能大</td> </tr> <tr> <td>林地</td> <td>草地</td> <td>耕地</td> </tr> <tr> <td>裸地</td> <td>0.6 - 0.7</td> <td>0.5 - 0.6</td> <td>0.3 - 0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.7 - 0.8</td> <td>0.6 - 0.7</td> <td>0.4 - 0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>0.7 - 0.8</td> <td>0.5 - 0.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.0</td> <td>0.9 - 1.0</td> <td>0.8 - 0.9</td> </tr> </table> <p>表 3</p> <table border="1" data-bbox="616 1218 970 1379"> <tr> <td>流域面積</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>50ha以下</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td>100ha以下</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>500ha以下</td> <td>30分</td> </tr> </table> <p>イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものより大きく定められていること。 (2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。 ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。 イ 排水施設のうち管渠である構造の部分には、維持管理上必要なす又はマンホールの設置等の措置が講げられていること。</p>	区分 地表 状態	浸透 能小	浸透 能中	浸透 能大	林地	草地	耕地	裸地	0.6 - 0.7	0.5 - 0.6	0.3 - 0.5		0.7 - 0.8	0.6 - 0.7	0.4 - 0.6		-	0.7 - 0.8	0.5 - 0.7		1.0	0.9 - 1.0	0.8 - 0.9	流域面積	単位時間	50ha以下	10分	100ha以下	20分	500ha以下	30分	<p>第1 運用細則の表2の区分間の浸透性は、地形、地質土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大としても差し支えない。</p>
区分 地表 状態	浸透 能小		浸透 能中	浸透 能大																													
	林地	草地	耕地																														
裸地	0.6 - 0.7	0.5 - 0.6	0.3 - 0.5																														
	0.7 - 0.8	0.6 - 0.7	0.4 - 0.6																														
	-	0.7 - 0.8	0.5 - 0.7																														
	1.0	0.9 - 1.0	0.8 - 0.9																														
流域面積	単位時間																																
50ha以下	10分																																
100ha以下	20分																																
500ha以下	30分																																

<p>開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(平成14.3.29 13林整台第2396号、農林水産事務次官から各知事あて) 別記 開発行為の許可基準の運用について 最終改正 (平成25.3.29 24林国管第164号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則について(平成14.5.8 14林整台第25号、林野庁長官から各知事あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則の適用について(平成14.5.8 14林整台第22号、林野庁森林整備部長から各県部長あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>
	<p>ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれの場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。 エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設まで導くように計画されていること。 ただし、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。</p>	<p>第2 「同意」については、他の排水施設を経由して河川に排水を導き河川の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、関係する河川等の河川管理者の同意を必要とする趣旨である。 同意の取得に係る調整は、「開発行為の許可と他の制度による許認可との調整等について(昭和49年10月31日付ナ49林野台第2523号林野庁長官通知)」に基づき行うこととする。</p>
<p>7 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の設置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>8 洪水調節池等の設置は、次の技術的細則によるものであること。 (1) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な貯水量が見込まれていること。 (2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのそのの1.2倍以上のものであること。 (3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。</p>	<p>第3 1 運用細則第3に基づき洪水調節等の設置を併せて行う場合、同時に森林法第10条の2第2項第1号より設置する洪水調節池等、同項第1号の2により設置する洪水調節池等のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置することとする。 2 「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量とする趣旨である。</p>
<p>8 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>		

<p>開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(平成14.3.29 13林整台第2396号、農林水産事務次官から各知事あて) 別記 開発行為の許可基準の運用について</p> <p>最終改正 (平成25.3.29 24林国管第164号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則について (平成14.5.8 14林整台第25号、林野庁長官から各知事あて)</p> <p>最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則の適用について (平成14.5.8 14林整台第32号、林野庁森林整備部長から各県知事あて)</p> <p>最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>
<p>第3 法第10条の2第21項第1号の2関係事項</p> <p>開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>第3 運用基準第3関係事項</p> <p>運用基準第3の洪水調節池等の設置は、次の技術的細則によるものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な樹小量が見込まれていること。</li> <li>なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第2の8の(2)によるものであること。</li> <li>2 余水吐の能力は、第2の8の(2)によるものであること。</li> <li>3 洪水調節の方式は、第2の8の(3)によるものであること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運用細則第3に基づき洪水調節等の設置を併せて行う場合、同時に法第10条の2第21項第1号により設置する洪水調節池等、同項第1号の2により設置する洪水調節池等のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置することとする。</li> <li>2 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。</li> <li>なお、当該地点の選定に当たっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものでなければならない。</li> <li>3 同項の取扱いに係る調整は、「開発行為の許可と他の制度による許認可との調整等について」(昭和49年10月31日付49林整台第2523号林野庁長官通知)に基づき行うこととする。</li> </ol>
<p>第4 法第10条の2第21項第2号関係事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</li> </ol>	<p>第4 運用基準第4関係事項</p> <p>運用基準第4の1により導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。</p>	

<p>開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(平成14.3.29 13林整台第2396号、農林水産事務次官から各知事あて) 別記 開発行為の許可基準の運用について 最終改正 (平成25.3.29 24林国管第164号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則について(平成14.5.8 14林整台第25号、林野庁長官から各知事あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則の適用について(平成14.5.8 14林整台第22号、林野庁森林整備部長から各県部長あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2658号)</p>								
<p>2 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>										
<p>第5 法第10条の2第21項第3号関係事項 1 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。</p>	<p>第5 運用基準第5 関係事項 1 運用基準第5の1は、次によるものであること。 (1) 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むをえず一時付に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。 この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域(開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。)内の森林面積に対する割合は、表4の事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合によるものとする。 また、残置し若しくは造成する森林又は緑地は、表4の森林の配置等により開発行為の規模及び態様に応じて、事業区域内の周辺及び隣接等の間に適切に配置されていること。 なお、表4に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表4に準じて適切に措置されていること。 (表4はP28掲載) (2) 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1m以上の高木性樹木を、表5を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。</p> <p>表 5</p> <table border="1" data-bbox="576 1854 986 2018"> <thead> <tr> <th>樹 高</th> <th>植 栽 本 数 (1ha当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 m</td> <td>2,000本</td> </tr> <tr> <td>2 m</td> <td>1,500本</td> </tr> <tr> <td>3 m</td> <td>1,000本</td> </tr> </tbody> </table>	樹 高	植 栽 本 数 (1ha当たり)	1 m	2,000本	2 m	1,500本	3 m	1,000本	<p>第5 1 「残置し又は造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第21項第3号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」はその2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的な事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあっては20%を下回らないものでなければならぬという趣旨である。 2 住宅地の造成に係る「緑地」には、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。 (1) 公園・緑地・広場 (2) 隣接型緑地、コモン・ガーデン (3) 緑地帯、緑道 (4) 法面緑地 (5) その他上記に類するもの 3 「表4に準じて適切に措置されていること」の運用として、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。</p>
樹 高	植 栽 本 数 (1ha当たり)									
1 m	2,000本									
2 m	1,500本									
3 m	1,000本									

<p>開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(平成14.3.29 13林整台第2396号、農林水産事務次官から各知事あて) 別記 開発行為の許可基準の運用について 最終改正 (平成25.3.29 24林国管第164号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則について(平成14.5.8 14林整台第25号、林野庁長官から各知事あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2668号)</p>	<p>開発行為の許可基準の運用細則の適用について(平成14.5.8 14林整台第22号、林野庁森林整備部長から各県知事あて) 最終改正 (平成25.4.1 24林整台第2668号)</p>
<p>2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。</p>	<p>2 「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。</p>	
<p>3 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。</p> <p>(注) 法=森林法</p>	<p>3 運用基準第5の3の運用に当たっては、特に土砂の採取、道路の開削等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見られるので、開発行為の対象地(土谷場を含む)の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査し指導すること。</p> <p>(注) 運用基準=開発行為の許可基準の運用について</p>	<p>(注) 運用細則=開発行為の許可基準の運用細則について</p>

表 4

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 1区画の面積はおおむね1,000㎡以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね 30%以下とする。</li> </ol>
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 滑走コースの幅はおおむね50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。</li> <li>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ha以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50%以上（残置森林率おおむね 40%以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20m以上）を配置する。</li> <li>2 ホール間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20m以上）を配置する。</li> </ol>
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50%以上（残置森林率おおむね 40%以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</li> <li>3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
工場、事業場の設置（再生可能エネルギー発電施設の設置を含む）	森林率はおおむね 25%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
住宅団地の造成	森林率はおおむね20%以上（緑地を含む）とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</li> </ol>
土石等の採掘		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</li> </ol>

(注) 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

## V 秋田県林地開発許可制度実施要綱

## V 秋田県林地開発許可制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号＝最終改正平成26年6月13日法律第69号以下「法」という。）第10条の2に基づく開発行為の許可及び法第10条の3に基づく監督処分等の取扱いについて厳正かつ円滑な実施を図るため、同法施行令（昭和26年政令第276号＝最終改正平成27年3月18日政令第74号）、同法施行規則（昭和26年農林省令第54号＝最終改正平成27年5月22日農林水産省令第55号。以下「省令」という。）、森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和37年7月2日農林省告示第851号＝最終改正平成25年4月26日農林水産省告示第1420号）及び関連通達等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開発許可申請書に添付する図書)

第2条 林地開発行為の許可を申請しようとする者（以下「開発申請者」という。）は、省令第2条に規定する林地開発許可申請書（以下「申請書」という。様式第1号）に「開発行為許可申請図書一覧表」別表-1に定める関係図書を添付しなければならない。

2 開発申請者は、開発計画の策定にあたって当該開発に係る関係者の意向の把握に努めることとし、知事は、必要に応じて、「開発行為許可申請図書一覧表」別表-2に掲げる関係図書を求めることがある。

(工事着手の届出及び施行状況の報告)

第3条 開発行為の許可を受けた者（以下「開発行為者」という。）は、当該許可に係る行為に着手したとき林地開発行為着手届（様式第2号）を、また、毎年5月31日現在における林地開発行為の施行状況について、その翌月の15日までに林地開発行為施行状況報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(許可標識の掲示)

第4条 開発行為者は、開発行為の期間中、行為地の見やすい場所に林地開発許可標識（様式第4号）を掲示しなければならない。

(開発行為の計画変更)

第5条 開発行為者は、許可に係る開発行為の計画内容等に次の変更を生ずるときは、林地開発許可変更申請書（以下「変更申請書」という。様式第5号）に関係図書等を添付して、知事に提出し、許可を受けなければならない。

(1) 開発に係る面積が増となる変更

(2) 堰堤、調整池、擁壁、排水施設等防災施設に係る重要工作物の構造及び設置位置の変更並びに廃止

(3) 変更の内容が法第10条の2第2項各号に該当するおそれがあると認められるとき

- 2 前項各号に該当しない計画の変更については、林地開発許可内容変更届（以下「変更届」という。様式第6号）を知事に提出するものとする。ただし、前項第1号の「開発に係る面積が増となる変更」の場合、当初申請した事業区域の範囲内において変更後も許可基準に適合し、なおかつ、基準以上の残置森林率等が確保されている場合は、変更届扱いとする。（例、当初申請残置森林率 = 35%、基準 = 25%、変更後 = 27%）

（開発行為の承継等の届出）

第6条 許可に係る開発行為の完了前に相続、合併その他の事由により、開発行為の地位を承継した者は、遅滞なく林地開発行為地位承継届（様式第7-1号）を、知事に提出しなければならない。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 開発行為に係る事業の相続又は開発事業者たる法人の合併等があったことを証する書類
- (2) 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類

3 開発行為者（法人その他の団体である場合に限る。）は、代表者を変更したときは、遅滞なく林地開発行為代表者変更届（様式第7-2号）を、知事に提出しなければならない。

（開発行為の中止等の届出）

第7条 開発行為者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出を知事に提出しなければならない。

- |  |                    |
|--|--------------------|
| (1) 開発行為を中止するとき  | 林地開発行為中止届（様式第8号）   |
| (2) 開発行為の期間を延長するとき   | 林地開発行為期間延長届（様式第9号） |
| (3) 開発行為を再開するとき  | 林地開発行為再開届（様式第10号）  |
| (4) 開発行為を廃止するとき  | 林地開発行為廃止届（様式第11号）  |
| (5) 法第10条の2第1項の規定に基づく林地開発許可指令書に添付されている許可条件に示されている防災工事が完了したとき | 防災工事完了届（様式第12号）    |

2 前項第1号、第4号及び第5号の届出については、防災上必要な施設の設置完了後とし、届出後速やかに知事の確認を受けなければならない。

（災害発生時における措置）

第8条 開発行為者は、開発行為の実施期間中に災害が発生したときは、必要な応急措置を講ずるとともに、災害発生届（様式第13号）に復旧計画を添えて、知事及び関係市町村長に提出しなければならない。

（開発行為完了の届出）

第9条 開発行為者は、開発行為が完了したときは、遅滞なく林地開発行為完了届（様式第14号）を知事に提出し、当該開発行為が開発許可の内容に適合しているかどうかについて確認を受けなければならない。

(許可制の適用のない開発行為の協議)

第10条 法第10条の2第1項第1号及び第3号の規定による許可制の適用のない開発行為について、当該開発を行おうとする者(以下「協議者」という。)は、協議書(様式第15号)に別表-3「許可制の適用のない協議(連絡調整)図書一覧表」の関係図書を添付して、開発行為に着手しようとする相当期間以前に知事に提出し、意見を求めるものとする。

2 協議者が、森林所有者でないときは、森林所有者から法第10条の8の届出書(様式第16号)が提出されていることを確認したうえで前項の協議書を提出するものとする。

(申請書、協議書又は届出書の経由)

第11条 この要綱により知事に提出する申請書、協議書又は届出書(関係図書を含む。)が、農林水産部長が所掌するものであるときは、地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(規定の準用)

第12条 要綱第5条の変更申請書の経由については、第11条の規定を準用するものとする。この場合「許可」とあるものは「変更許可」と読み替えるものとする。

(施行規定)

第13条 この要綱に規定するもののほか、事務の取扱いに関し、必要な事項は、林地開発許可制度事務取扱要領で定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は平成28年4月1日から施行する。
2. この要綱施行の際、改正前の秋田県林地開発許可制度実施要綱の規定に基づきなされている開発行為に係る事務については、この要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

施行 昭和50年 6月25日林 - 1315

改正 昭和55年 1月14日林 - 1254

改正 昭和56年 3月25日林 - 1523

改正 平成元年 4月 1日森 - 1

改正 平成 2年12月 1日森 - 709

改正 平成 4年 2月 1日森 - 914

改正 平成 9年 3月21日森 - 1046

改正 平成10年 2月17日森 - 2724

改正 平成12年 1月18日森 - 2187

改正 平成19年 1月30日森 - 2321

改正 平成28年 3月23日森 - 3321

## 様（書）式目次

様（書）式番号	様（書）式 の 内 容	ページ
様式 第 1 号	林地開発許可申請書	3 3
第 2 号	林地開発行為着手届	3 4
第 3 号	林地開発行為施行状況報告書	3 5
第 4 号	林地開発行為許可標識	3 6
第 5 号	林地開発許可変更申請書	3 7
第 6 号	林地開発許可内容変更届	3 8
第 7 - 1 号	林地開発行為地位承継届	3 9
第 7 - 2 号	林地開発行為代表者変更届	4 0
第 8 号	林地開発行為中止届	4 1
第 9 号	林地開発行為期間延長届	4 2
第 1 0 号	林地開発行為再開届	4 3
第 1 1 号	林地開発行為廃止届	4 4
第 1 2 号	防災工事完了届	4 5
第 1 3 号	災害発生届	4 6
第 1 4 号	林地開発行為完了届	4 7
第 1 5 号	協議書	4 8
第 1 6 号	伐採及び伐採後の造林の届出書	4 9

(様式第1号)

## 林地開発許可申請書

平成 年 月 日

(あて先)秋田県知事

申請者 住所  
商号  
氏名  
TEL

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
着手予定年月日	平成 年 月 日
完了予定年月日	平成 年 月 日

- (注) 1. 関係図書等は、別表1に基づき提出すること。  
2. 印鑑証明書を添付すること。  
3. 面積は実測とし、haを単位で小数第4位まで記載すること。  
4. 提出部数は正副2部とする。

(様式第2号)

## 林地開発行為着手届

平成 年 月 日

(あて先)秋田県知事

住 所

商 号

氏 名



T E L

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を、次のとおり着手したので届け出ます。

許 可 年 月 日	平成 年 月 日
及 び 指 令 番 号	指令 -
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 許 可 面 積	h a
着 手 年 月 日	平成 年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
備 考	

(注) 1. 備考には、開発行為に係る他法令の許認可状況、許認可期間、年月日、番号を記載すること。

2. 提出部数は1部(農林水産部長が所掌するものであるときは正副2部)とする。

(様式第3号)

## 林地開発行為施行状況報告書

平成 年 月 日

(あて先)秋田県知事

住 所

商 号

氏 名

印

T E L

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、平成 年  
5月31日現在の施行状況を次のとおり報告します。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 指令 -			
開 発 許 可 面 積				
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所				
開 発 行 為 の 目 的				
防 災 施 設	工 種	計 画 数 量	出 来 高 数 量	進 捗 率 %
工 種				
他 法 令 の 許 認 可 状 況				
そ の 他				

(注) 1. 現況写真を添付すること。(全景及び防災施設の設置状況等)

2. 出来高図面及び工程表を添付すること。

3. その他の欄には、工程の遅延の理由を記載すること。

4. 数量において土石移動が伴うものは二段書きとして、下段に面積を、上段に( )  
で土石量を記入する。

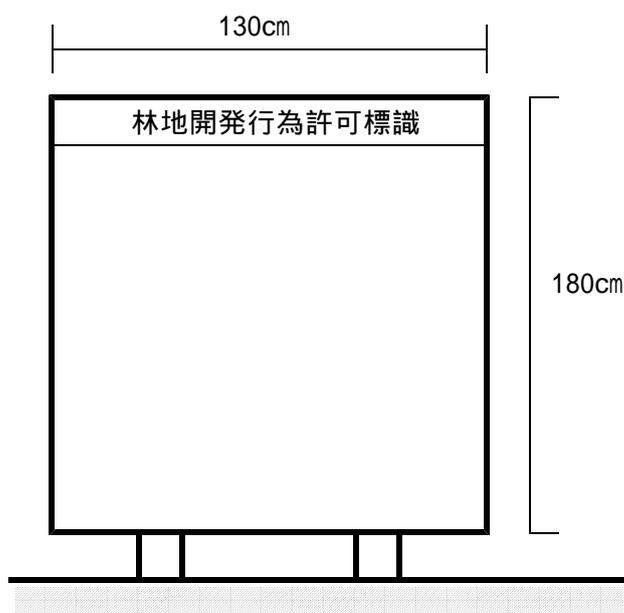
5. 他法令の許認可状況欄には、許認可期間、年月日、番号を記載すること。

6. 提出部数は1部(農林水産部長が所掌するものであるときは正副2部)とする。

(様式第4号)

林 地 開 発 行 為 許 可 標 識	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	平成 年 月 日 指令 -
開 発 行 為 の 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 許 可 の 面 積	ha
事 業 主 住 所 氏 名	T E L
工 事 施 工 者 住 所 氏 名	T E L
現 場 監 督 者 住 所 氏 名	T E L

(注) 大きさは130cm×180cmとする。



(様式第5号)

## 林地開発許可変更申請書

平成 年 月 日

(あて先)秋田県知事

申請者 住 所  
商 号  
氏 名  
T E L

印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を、次のとおり変更したので申請します。

許 可 年 月 日 及 び 指 令 番 号	年 月 日 指令 -	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	変更前	
	変更後	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 面 積	変更前	h a
	変更後	h a 増減 h a
変 更 理 由		
完 了 予 定 年 月 日	平成 年 月 日	

- (注) 1 . 関係図書は、別表1に基づくほか変更対照表(様式第1-11号)を添付すること。  
2 . 面積は、実測とし、ha単位で小数第4位まで記載すること。  
3 . 提出部数は正副2部とする。

(様式第6号)

## 林地開発許可内容変更届

平成 年 月 日

(あて先)秋田県知事

住 所

商 号

氏 名

印

T E L

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を、次のとおり変更したので届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日	
及 び 指 令 番 号	指令	-
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	変更前	
	変更後	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 面 積	変更前	h a
	変更後	h a 増 減 h a
変 更 理 由		
完 了 予 定 年 月 日	平成 年 月 日	
他 法 令 の 許 認 可 状 況		
そ の 他		

(注) 1. 変更対照表(様式1-11号)を添付すること。

2. 開発行為に係る区域が変わる場合は、変更部分を明示した区域図を添付すること。

3. 変更に係る必要な図書を添付する。

4. 他法令に係る許認可状況欄には、許認可期間、年月日、番号を記載すること。

5. 提出部数は1部(農林水産部長が所掌するものであるときは2部)とする。

(様式第7 - 1号)

## 林地開発行為地位承継届

平成 年 月 日

(あて先)秋 田 県 知 事

承継人

住 所

商 号

氏 名

㊞

T E L

被承継人

住 所

商 号

氏 名

㊞

T E L

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 指令 -
開 発 行 為 の 目 的	
承 継 さ れ た 開 発 許 可 面 積	
承 継 さ れ た 開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
承 継 年 月 日	
承 継 の 理 由	

(注) 1. 承継人の印鑑証明書を添付すること。

2. 承継人が法人の場合は、登記簿謄本を添付すること。

3. 資金計画書(様式1 - 7号)を添付すること。

4. 提出部数は1部(農林水産部長が所掌するものであるときは正副2部)とする。

(様式第7 - 2号)

## 林地開発行為代表者変更届

平成 年 月 日

(あて先)秋 田 県 知 事

変更前

住 所

商 号

氏 名

㊞

T E L

変更後

住 所

商 号

氏 名

㊞

T E L

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けていた \_\_\_\_\_ の代表者を変更したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 指令 -
開 発 行 為 の 目 的	
変 更 年 月 日	
変 更 の 理 由	

- (注) 1. 変更後の代表者の印鑑証明書を添付すること。  
2. 法人の場合は、登記簿謄本を添付すること。  
3. 提出部数は1部(農林水産部長が所掌するものであるときは正副2部)とする。

(様式第8号)

## 林地開発行為中止届

平成 年 月 日

(あて先)秋田県知事

住 所

商 号

氏 名



T E L

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、次のとおり中止するので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 指令 -
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
開発許可面積	h a
中止年月日	平成 年 月 日
中止理由	
防災施設の施工状況	
他法令の許認可状況及び意見等	
再開予定年月日	平成 年 月 日

(注) 1. 現況写真及び図面を添付すること。

2. 提出部数は1部(農林水産部長が所掌するものであるときは正副2部)とする。

3. 再開するときは、再開届を提出すること。

(様式第9号)

## 林地開発行為期間延長届

平成 年 月 日

(あて先)秋 田 県 知 事

住 所

商 号

氏 名

印

T E L

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為の期間を延長したいので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 指令 -			
開発行為の目的				
開発行為に係る森林の所在場所				
開発許可面積	h a			
当初完了予定年月日	平成 年 月 日			
変更完了予定年月日	平成 年 月 日			
延長の理由				
開発施行工為状の況	工 種	計 画 数 量	出 来 高 数 量	進 捗 量 %
他法令の許認可状況				

(注) 1. 現況写真を添付すること。(全景及び防災施設の設置状況等)

2. 出来高図面及び工程表を添付すること。

3. 数量において土石移動を伴うものは二段書きとし、下段に面積を、上段に( )で土石量を記入する。

4. 他法令の許認可状況欄には、許認可状況、許認可期間、年月日、番号を記載すること。

5. 提出部数は1部(農林水産部長が所掌するものであるときは正副2部)とする。

(様式第10号)

## 林地開発行為再開届

平成 年 月 日

(あて先)秋田県知事

住 所

商 号

氏 名

印

T E L

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受け、中止していた林地開発行為について、次のとおり再開するので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 指令 -
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 許 可 面 積	h a
中 止 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
再 開 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
他 法 令 の 許 認 可 状 況	
備 考	

- (注) 1. 工程表を添付すること。  
2. 他法令の許認可状況欄には、許認可状況、許認可期間、年月日、番号を記載すること。  
3. 提出部数は1部(農林水産部長が所掌するものであるときは正副2部)とする。

(様式第11号)

## 林地開発行為廃止届

平成 年 月 日

(あて先)秋 田 県 知 事

住 所

商 号

氏 名

印

T E L

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、次のとおり廃止するので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 指令 -
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
開発許可面積	h a
うち開発済面積	h a
廃止予定年月日	平成 年 月 日
廃止の理由	
防災施設の措置状況	
他法令の許認可 状況及び意見等	
その他	

- (注) 1. 現況写真及び図面を添付すること。  
2. 開発跡地の防災施設施工状況を含む実施平面図を添付すること。  
3. 提出部数は1部(農林水産部長が所掌するものであるときは正副2部)とする。

(様式第12号)

## 防災工事完了届

平成 年 月 日

(あて先)秋田県知事

住 所

商 号

氏 名



T E L

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る防災工事が完了したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	平成 年 月 日 指令 -
開発行為の目的	
開発行為に係る 森林の所在場所	
開発許可面積	h a
防災施設の種類	

- (注) 1. 完了時の現況写真を添付すること。  
2. 出来高図面を添付すること。  
3. 提出部数は1部(農林水産部長が所掌するものであるときは正副2部)とする。

(様式第13号)

## 災 害 発 生 届

平成 年 月 日

(あて先)秋 田 県 知 事

住 所

商 号

氏 名

印

T E L

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る区域で、次のとおり災害が発生したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 指令 -
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 許 可 面 積	h a
災 害 発 生 年 月 日	平成 年 月 日
災 害 発 生 の 箇 所	
災 害 面 積	h a
災 害 の 状 況	
復 旧 の 方 法	
復 旧 完 了 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
そ の 他	

- (注) 1. 被害状況は、図面及び写真で明示すること。  
2. 復旧に必要な計画書及び図面を添付すること。  
3. 提出部数は1部(農林水産部長が所掌するものであるときは正副2部)とする。

(様式第14号)

## 林地開発行為完了届

平成 年 月 日

(あて先)秋田県知事

住 所

商 号

氏 名



T E L

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為は、次のとおり完了したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 指令 -
開発行為の目的	
開発行為の森林の所在場所	
開発許可面積	h a
完了年月日	平成 年 月 日
防災施設の設置状況	
残置森林及び造成森林(緑地)設置状況	
備 考	

- (注) 1. 完了時の現況写真を添付すること。  
2. 出来高図面を添付すること。  
3. 提出部数は1部(農林水産部長が所掌するものであるときは2部)とする。

(様式第15号)

発 番 号  
平成 年 月 日

(あて先) 秋 田 県 知 事

国又は地方公共団体の長 ㊟

## 許可制の適用のない林地開発 について (協議)

森林法第10条の2第1項第1号の規定に係る開発行為を、別紙計画書のとおり実施したいので協議します。

- (注) 1. 提出書類は、別表3に基づき提出すること。  
2. 提出部数は正副2部とする。



(様式第16号)

## 伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

(宛先) 市町村長

(伐採実施者)

住所

氏名

印

(造林権限者)

住所

氏名

印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

### 1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

### 伐採の計画

伐採面積				ha
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%	
伐採樹種				
伐採齢				
伐採の期間				

### 3 伐採後の造林の計画

#### (1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	ha
人工造林による面積(A+B)	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他( )・なし

天然下種更新による面積 ( D )	h a
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 (                      ) ・なし

( 2 ) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の植 栽 本 数
人 工 造 林 ( 植栽・人工播種 )			h a	本
天 然 更 新 ( ぼう芽更新・天然下種更新 )				
5 年後において適確な更新が なされない場合				

( 3 ) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者が伐採後の造林に係わる権限を有しない場合にあっては、伐採する者と当該権限を有する者が連名で提出すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ ( あかまつ及びくるまつをいう。 )、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 伐採年齢欄には、伐採する森林が異年齢の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「 (    ~    ) 」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が 1 年を超える場合には、2 の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係わる伐採面積と一致するように記載すること。

- 11 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
  - 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

## 開発行為許可申請図書一覧表

別表 - 1

No.	図 書 名	摘 要	様式 No.	P
1	計画概要書（許可申請）		1 - 1 - 1	54
2	計画概要書付属明細書		1 - 2	58
3	土地利用計画書		1 - 3	59
4	林地開発行為工程表		1 - 4	60
5	防災計画概要書		1 - 5	61
6	堰堤及び洪水調整池一覧表		1 - 5 - 1	62
7	河川協議関係調書	河川実態調査調書記載要領	1 - 5 - 2~5	65
8	他法令の許認可等関係調書	許認可等通知文書を添付	1 - 6	69
9	他法令の許認可等関係調書別表		1 - 6 - 1	70
10	資金計画書		1 - 7	71
11	開発行為に係る権利関係の書類			
	土地所有者同意書	印鑑証明書を添付	1 - 8	72
	上記以外の権利者の同意書	同上	1 - 8	72
	土地賃貸借契約書（写）			
	土地売買契約書（写）	未登記の場合に添付		
	土地登記簿謄本			
12	環境保全に関する協定書		1 - 9	73
13	残置又は造成する森林（緑地） の維持管理に関する協定書		1 - 10	74
14	法人の登記簿謄本等	許可申請日以前1カ月以内		
15	図 面	別表1-1に基づき作成		80
16	変更対照表	変更申請書・変更届に添付	1 - 11	75

別表 - 2

No.	図 書 名	摘 要	様式 No.	P
1	開発区域周辺居住者の同意書		1 - 12	76
2	隣接土地所有者等の同意書		1 - 13	77
3	水利権者の同意書		1 - 14	78
4	用排水施設管理者の同意書		1 - 15	79

## 許可制の適用のない開発協議（連絡調整）図書一覧表

別表 - 3

No.	図 書 名	摘 要	様式 No.	P
1	計画概要書（連絡調整協議）		1 - 1 - 2	56
2	計画概要書付属明細書		1 - 2	58
3	土地利用計画書		1 - 3	59
4	林地開発行為工程表		1 - 4	60
5	防災計画概要書		1 - 5	61
6	他法令の許認可関係調書		1 - 6	69
7	河川協議関係調書	別表1 No. 7 に準ずること		63
8	伐採及び伐採後の造林届出書(写)		1 6	49
9	位 置 図	1/5,000以上とし別表1 - 1 に準じて作成すること		80
10	区 域 図	1/5,000以上 "		
11	土地利用計画平面図	1/2,500以上 "		
12	防 災 計 画 図	1/2,500以上 "		
13	面 積 計 算 図	1/2,500以上 "		
14	森 林 計 画 図	1/5,000以上 "		
15	土 工 定 規 図	1/100以上 "		
16	横 断 図	1/500以上 "		
17	縦 断 図	横 1/1,000 縦 1/200		
18	流 域 現 況 図	1/5,000以上 "		

(様式第1-1-1号)

計 画 概 要 書

申請者	住所				
	氏名				
開発行為に係る 森林の所在場所	郡市 町村 ほか	字 村 ほか	番 字ほか	筆	
開発行為の目的					
事業又は施設の名称					
開発行為の面積	種 類			面 積	
	開発行為に係る事業区域面積			h a	
	開発行為をしようとする森林面積			h a	
	開発行為に係る森林面積			h a	
開発行為に係る事業区域面積内訳	区 分	森 林	農 地	そ の 他	計
	面積ha				
	比率%				
残置森林及び 造成森林について	残置森林率	$\frac{16\text{年生以上の残置森林面積 ( )}}{\text{開発行為をしようとする森林面積 ( )}} \times 100$ <p>=      %      基準      %以上</p>			
	森林率	$\frac{\text{残置森林面積 ( )} + \text{造成森林面積 ( )} + \text{造成緑地面積 ( )}}{\text{開発行為をしようとする森林面積 ( )}} \times 100$ <p>=      %      基準      %以上</p> <p>注) 住宅団地の造成の場合のみ造成緑地面積を加える。</p>			
開発行為期間		着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日			
現況	林 況	樹種及び混交歩合 林齢 生育状況			
	地 況	標高 m ~ m 平均傾斜度 地質 基岩 土壤			
土地の取得状況					

(許 可 申 請 書)

全 体 計 画	期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期
	期 間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月
	面 積	h a	h a	h a
開 発 計 画 の 概 要	大規模な開発に係るものは、別葉とすること。(10ha以上)			
防 災 計 画 の 概 要	大規模な開発に係るものは、別葉とすること。(10ha以上)			
森林の一時的利用の 場合は利用後の森林 の 復 旧 方 法				
周辺地域における学校 農地、公園、住宅、 その他の施設との 位 置 関 係				
開発する森林を直接 水源としている農地 住宅その他の施設の 状 況 と 対 応 措 置				
開 発 に 係 る 河 川 協 議 の 状 況				
残置森林、造成 森林(緑地)の維持 管 理 方 法				
その他特に配慮 し た 事 項				

(様式第1-1-2号)

計 画 概 要 書

協議者	住所				
	氏名				
開発行為に係る		郡	町	字	番
森林の所在場所		市	村		
開発行為の目的		ほか	ほか	字ほか	筆
事業又は施設の名称					
開発行為の面積		種 類			面 積
		開発行為に係る事業区域面積			h a
		開発行為をしようとする森林面積			h a
		開発行為に係る森林面積			h a
開発行為に係る事業区域面積内訳	区分	森 林	農 地	そ の 他	計
	面積ha				
	比率%				
残置森林及び造成森林について		残置森林率	$\frac{16\text{年生以上の残置森林面積 ( )}}{\text{開発行為をしようとする森林面積 ( )}} \times 100$ <p>=      %      基準      %以上</p>		
		森林率	$\frac{\text{残置森林面積 ( )} + \text{造成森林面積 ( )} + \text{造成緑地面積 ( )}}{\text{開発行為をしようとする森林面積 ( )}} \times 100$ <p>=      %      基準      %以上</p> <p>注) 住宅団地の造成の場合のみ造成緑地面積を加える。</p>		
開発行為期間		着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日			
現況	林 況	樹種及び混交歩合 林齢 生育状況			
	地 況	標高 m ~ m 平均傾斜度 地質 基岩 土壌			
土地の取得状況					

(連絡調整)

事業実施のための根拠法令及び許認可等の年月日、指令番号等				
全体計画	期別	第1期	第2期	第3期
	期間	H. ~ H.	H. ~ H.	H. ~ H.
	面積	ha	ha	ha
	事業費	千円	千円	千円
開発計画の概要				
予算措置の状況				
防災計画の方針				
開発する森林を直接水源としている農地、住宅その他の施設の状況と対応措置				
開発に係る河川協議の状況				
周辺環境に与える影響の有無と対策				
残置森林、造成森林(緑地)の維持管理方法				
その他特に配慮した事項				



(様式第1 - 3号)

## 土 地 利 用 計 画 書

単位：h a

開発前区分 開発後区分	森 林	農 地	そ の 他	計
造 成 緑 地				
造 成 森 林				
小 計				
残 置 森 林				
計				

(注) 1 . 開発後区分と造成緑地・造成森林とが重複する場合は、造成緑地・造成森林の面積を( )書きとすること。

2 . 面積は、ヘクタールを単位とし、小数点以下第4位まで記載すること。



## 防 災 計 画 概 要 書

土 工 関 係	切土量	m <sup>3</sup>	盛土量	m <sup>3</sup>
	残土量	m <sup>3</sup>		
	残土処理 場所:			
	最大切取高	m	切取法面勾配	割 分 ( 度 )
	ステップ高	m	ステップ巾	m
	最大盛土高	m	盛土法面勾配	割 分 ( 度 )
	ステップ高	m	ステップ巾	m
	切 取 法 面 盛 土 法 面 残 土 法 面 そ の 他		緑 化 面 積	緑 化 工 法
主 要 構 造 物	擁壁 工種:			
	延長	m	高さ	m 前法勾配 割 分
	天端幅	m		後法勾配 割 分
	柵工 工種:			
	延長	m	高さ	m
	その他			
雨 水 排 水 施 設 (水路、調整池等)	集水区域面積	ha		
	雨量強度	mm / h ( 観測地 : )		
	水路 工種:			
	延長	m	高さ	m 巾 m
	安全率			
	管渠等工種:			
延長	m	径	m (高さ m × 巾 m)	
安全率				
暗渠 工種:				
延長	m	径	m	
沈殿池 基		m <sup>2</sup> (延長	m × 巾	m) 安全率
調整池 工種:				
延長	m	高さ	m 天端幅 m	
上流法勾配	割	分	下流法勾配 割 分	
土 砂 流 出 防 止 施 設	土砂流出量 造成中	m <sup>3</sup>	造成後	m <sup>3</sup>
	堰堤 工種:			
	延長	m	高さ	m 天端幅 m
	上流法勾配	割	分	下流法勾配 割 分
	設計堆砂量	m <sup>3</sup>	安全率	
設 計 基 準				

- (注) 1. 施設の規模、断面を決定した算定書を添付すること。  
 2. 欄内に記入できない場合は別様とし、種別、規格毎に記載した一覧表を添付すること。  
 3. 堰堤、調整池については、様式1 - 5 - 1号を添付すること。  
 4. 緑化面積は平面積とし、様式1 - 3号の造成緑地と一致すること。

(様式第1-5-1号)

堰 堤 及 び 洪 水 調 整 池 一 覧 表

番号	区分	工 種	堰 堤 規 格 構 造						貯水、堆砂容量(上段：実施、下段：計画)						下 流 河 川 へ の 影 響		
			延 長 m	高 さ m	天端幅 m	上流法勾配 下流法勾配	堤体の 安全率	余水吐の 能力m <sup>3</sup> /S	貯 水 面積ha	農業用 水容量	洪水調 整容量	堆 砂 容 量	合 計 m <sup>3</sup>	容量の 安全率	設計放流量 m <sup>3</sup> /S	下流河川流 下能力m <sup>3</sup> /S	流 量 の 安 全 率

## 河川（他所管施設が流末処理対象となる場合の施設を含む） 実態調査調書記載要領

### 1．開発行為地の概要

開発予定区域を50,000分の1位置図に記入し、開発地域の概要等を記載する。

### 2．開発地下流域の現況及び河道等状況

5,000分の1位置図に開発予定区域及び河道等調査地点を図示するとともに、下流域の河川現況等について記述する。

### 3．河川等管理者との協議状況

開発許可に当たっての河川等管理者の同意を得るためのフロー参照  
添付書類

- 1) 河川等流量調査に係る協議書 (様式第1-5-2号)
- 2) 林地開発許可申請に係る河川等協議承認願 (様式第1-5-3号)
- 3) 河川管理者等の承認書

### 4．現状河川等の流出許容量等算定表 (様式第1-5-4号～第1-5-5号)

添付書類

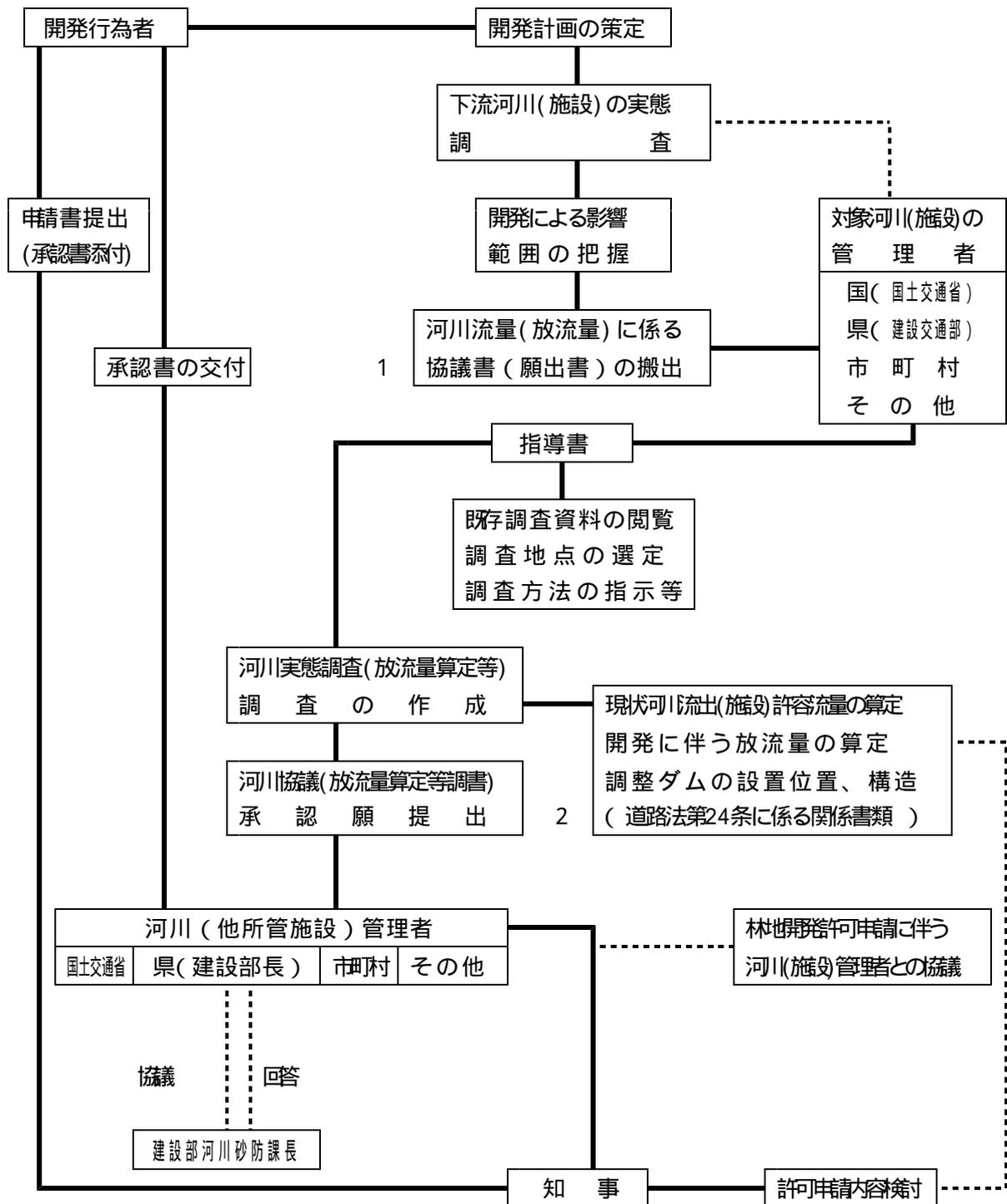
- 1) 算定に当たっての計算因子等諸条件
- 2) 計算結果表

### 5．洪水調整池等防災施設設置対策について

上記調査に基づく防災施設設置対策については、関係図書を添付のうえ詳細に記載すること。

# 開発行為に当たっての河川（他所管施設） 管理者の同意を得るためのフロー

## 1. 同意を得るための手順



1 様式第1-5-2号による。

2 様式第1-5-3号による。

3 他所管施設が流末処理対象となっている場合の施設管理者に対する協議は、箇所を( )と読み替える。

4 放流量調整の必要のない場合であっても、承認書の交付を受けること。

(様式第1-5-2号)

## 河川流量調査に係る協議書

( 所管施設に係る放流量調査に関する願出書 )

平成 年 月 日

河川(施設)管理者 様

住 所

商 号

氏 名

T E L

森林法第10条の2第1項の規定に基づく林地開発許可申請を行うため必要な標記調査を実施したいので、次の事項についてご指導くださるようお願いいたします。

開発行為の目的		開 発 面 積	
調 査 目 的			
調査者	調査機関名	調査対象	河川(施設)名
	調査責任者		調 査 範 囲
調 査 期 間	自 平成 年 月 日 ~ 至 平成 年 月 日		
	1. 河川(施設)許容流量調査地点の選定について 協議書(願出書)に添付されている調査位置図(5,000分の1地形図)に示した地点での調査の是非 上記調査地点以外で調査を必要とする場合の指示事項 2. 河川(施設)実態調査書の作成について 調査対象河川(施設)における既存調査資料の有無及び資料閲覧の是非 現状河川流出(施設)許容流量の算定方式及び係数等について 3. 開発に係る河川協議(放流量算定調書)の取扱いについて 開発に伴う放流量調整の必要のない場合の措置等について 調整を必要とする場合の諸条件及び措置について 4. その他指示事項について		

- 1 開発行為の範囲、調査河川(施設)名及び調査範囲を明示した5,000分の1地形図を添付すること。
- 2 調査予定地点は、5,000分の1地形図に図示して提出する。
- 3 他所管施設に係る放流量調査に関する願出書については、( )の前の河川、協議書、河川流出、河川協議を( )の内の名称に読み替えること。

(様式第1 - 5 - 3号)

**林地開発許可申請に係る河川協議承認願  
(放流量算定等調書に係る承認願)**

平成 年 月 日

河川(施設)管理者 様

住 所  
商 号  
氏 名  
T E L

次の箇所において、森林法第10条の2第1項の規定に基づく林地開発許可申請を行うに当たって、必要とされている開発箇所下流の河川管理者(貴所管施設の管理者である貴職から)の同意を得るための資料として、別添河川実態調書(放流量算定等調書)を作成したので、許可申請書の添付資料として提出することについて、ご承認下さるようお願いします。

1. 林地開発計画箇所の所在場所

2. 開発目的

3. 開発面積

- 1 河川実態調書(放流量算定等調書)を添付すること。
- 2 他所管施設に係る放流量調査に関する願出書については、( )の前の河川管理者、河川実態調書を( )の内の名称に読み替えること。



(様式第 1 - 5 - 5 号)

排水施設計画流量計算書

洪水流量  $Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$

Q : 流量 ( m<sup>3</sup> / sec )

f : 流出係数

r : 雨量強度 ( mm / hr )

A : 集水面積 ( ha )

t = 流入時間 ( t<sub>1</sub> ) + 流下時間 ( t<sub>2</sub> )

t<sub>1</sub> = ( 2 / 3 · 3.28 · L · nd / S )<sup>0.467</sup> (カーペイ式)

t<sub>2</sub> = [ ( CL / 1000 ) / 72 · S<sup>0.6</sup> ] · 60 (ルチ八式)

S = H / L

水路 番号	洪水流量								洪水到達時間							
	集水面積 A	集水区の利用区分				雨量 強度 r	流出 係数 f	洪水流量 Q	流入時間 ( t <sub>1</sub> )				流下時間 ( t <sub>2</sub> )			到達時間 ( t )
		裸地	林地	草地	耕地				L	H	nd	t <sub>1</sub>	L	H	t <sub>2</sub>	
ha					mm/hr		m <sup>3</sup> /sec	m	m		min	m	m	min	min	
開発前																
開発後																

(様式第1-6号)

1) 他法令の許認可等関係調書

区分 法令種	条項 第条第項	許認可済 年月日 番号 期間	届出済 年月日	申請済 年月日
農地法				
農振法				
森林法				
都市計画法				
砂防法				
道路法				
河川法				
国有財産法				
宅地造成規制法				
自然公園法				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
工場立地法				
鉱業法				
採石法				
砂利採取法				
文化財保護法				
秋田県環境影響評価条例				
秋田県の景観を守る条例				
林業諸計画の変更				

2) 林業関係等投資事業との関係

補助・融資の種類	補助額	融資額	年度	摘要

注) 1. 許認可通知文、届出書、申請書の写しを添付すること。

2. 他法令等の許認可等を受けていない場合は、様式第1-6-1号を添付すること。

(様式第1-6-1号)

他法令の許認可等関係調書別表

平成 年 月 日現在

法令・条項及び許認可等事項	これまでの経緯 今後の予定	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月

(様式第1 - 7号)

## 資 金 計 画 書

会社法人等の設立年月日				資本金	千円
法令による登録等					
従業員数					
主たる取引金融機関					
収 入	自己資金				千円
	借入金				千円
	その他				千円
支 出	用地費				千円
	土木費				千円
	防災費				千円
	附帯費				千円
主 た る 事 業 の 経 歴	事業年	事業名	事業実施箇所	事業量	事業費 千円

注) 1. 法令による登録等欄には、建設業登録や砕石業者登録などを記載すること。

2. 支出欄の土木費、防災費の明細書を添付すること。

3. 添付書類

自己資金の証明書(金融機関の残高証明書等)

借入金の融資証明書

貸借対照表

損益計算書

4. 証明書は原則として申請日前1か月以内に発行されたもので、2以上の金融機関にわたる場合には同日付けのものが望ましい。

(様式第1 - 8号)

## 開発行為同意書

平成 年 月 日

様

貴方が 地内で、森林法に基づき開発行為を行うことについては異議がなく、その施行について同意します。

土地の関係権利者						
森林の 所在場所	現況 地目	開発行為 の面積	権利の 種類	同意者の 住所氏名	印	共有 関係

- 1 権利の種類欄には、所有権、地上権、貸借権等を記入する。
- 2 開発面積の増に係る変更申請の場合は、変更増に係る部分についてのみ添付すること。
- 3 印鑑証明書を添付すること。
- 4 登記簿謄本は、申請日前1カ月以内のものを添付すること。

(様式第1 - 9号)

## 環境保全に関する協定書

森林法に基づく開発行為の施行地並びにその周辺区域の環境を保全するための措置について、次のとおり協定する。

協定年月日 平成 年 月 日

開発行為者 住 所

(甲) 氏 名

印

市町村長 住 所

(乙) 氏 名

印

開発区域の所在場所	
開発行為の目的・名称	
協 定 事 項	協 定 内 容

(注) 開発行為が地域住民の福祉の阻害や生活環境の保全に支障をきたさないよう、開発行為の施行中及び完了後における開発区域内外の環境の整備、保全管理について必要な次の事項を協定して下さい。

1. 地域住民の安全確保を図るための必要な事項
2. 災害発生における対応措置についての必要な事項
3. 用水の確保、排水施設の整備、管理についての必要な事項
4. 廃棄物の処理についての必要な事項
5. 消防設備の確保についての必要な事項
6. 公益施設の保全管理についての必要な事項
7. 自然環境の保全についての必要な事項
8. 環境保全管理の責任体制の確立についての必要な事項
9. 当該協定の期間、更新及び変更に関する事項

(様式第1-10号)

## 残置又は造成する森林(緑地)の 維持管理に関する協定書

地区で行う森林法に基づく開発行為により、残置又は造成する森林(緑地)の維持管理について、次のとおり協定する。

協定年月日 平成 年 月 日

開発行為者 住 所  
(甲) 氏 名 ⑩  
市町村長 住 所  
(乙) 氏 名 ⑩

開発区域の所在場所	
開発行為の目的・名称	
協 定 事 項	協 定 内 容
管 理 責 任 体 制	
権 利 の 譲 渡 ・ 承 継	
森 林 施 業	
協 定期間・更新	

(注) 残置又は造成する森林(緑地)を永続的に維持するために、次の事項を協定して下さい。

1. 当該森林(緑地)の管理責任体制の確保を期するための必要な事項
2. 当該森林(緑地)を維持管理する権利の譲渡・承継等にあたって必要な事項
3. 立木の伐採及び植栽、保育等の森林施業についての必要な取扱い事項
4. 当該協定の期間、更新および変更に関する事項

(様式第1-11号)

### 変 更 対 照 表

		変 更 前	変 更 後	増 減
事業区域面積		ha	ha	ha
開発しようとする森林面積		ha	ha	ha
開発に係る森林面積		ha	ha	ha
開発後の 土地 利用 計画	開発後の用途			
		ha	ha	ha
		ha	ha	ha
		ha	ha	ha
		ha	ha	ha
	造成森林	ha	ha	ha
	小計	ha	ha	ha
	残置森林	ha	ha	ha
	合計	ha	ha	ha
	残置森林率	%	%	%
森林率	%	%	%	
全体計画期間		当初	着手年月日 完了年月日	今回 変更
		前回変更	着手年月日 完了年月日	
開発計画の概要について				着手年月日 完了年月日
変更開発計画に係る河川協議の状況				
他法令等の許認可状況				
防災計画について	土工および緑化関係			
	主要構造物			
	排水計画			
資金計画について				

(様式第1-12号)

## 開発区域周辺居住者の同意書

平成 年 月 日

様

開発区域周辺居住者

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

貴方が 地内で、森林法に基づき開発行為を行うことについては異議なく、その施行について同意します。

- 1 関係自治会代表名での同意書の場合は、自治会総会、役員会等の会議議事録を添付すること。
- 2 同意に当たって措置条件等を付されている場合は、その内容を記載・添付すること。

(様式第1-13号)

## 隣接土地所有者等の同意書

平成 年 月 日

様

貴方が 地内で森林法に基づき開発行為を行うことについては異議がなく、その施行について同意します。

隣接土地の関係権利者					
隣接地の 所在場所	現況 地目	権利の 種類	同意者の 住所氏名	印	共有 関係

- 1 権利の種類欄には、所有権、地上権、抵当権、貸借権等を記入する。
- 2 開発面積の増に係る変更申請の場合は、変更増に係る部分についてのみ添付すること。
- 3 同意に当たって措置条件等を付されている場合は、その内容を記載・添付すること。

(様式第1 - 14号)

## 水利権者の同意書

平成 年 月 日

様

水利権者 住 所  
氏 名 ⑩

住 所  
氏 名 ⑩

住 所  
氏 名 ⑩

貴方が 地内で森林法に基づき開発行為を行うことに係る水利に関する内容  
については、下記施設管理者として異議がなく、その施行について同意します。

1. 水利権等の名称

2. 所在場所

3. その他

- 1 水利組合等の代表者名で同意の場合は、総会、役員会等の会議議事録を添付すること。
- 2 同意にあたって措置条件等を付されている場合は、その内容を記載・添付すること。

(様式第1 - 15号)

## 用排水施設管理者の同意書

平成 年 月 日

様

施設管理者 住 所  
氏 名 ⑩

住 所  
氏 名 ⑩

住 所  
氏 名 ⑩

貴方が 地内で森林法に基づく開発行為を行うことに係る用排水に関する内容については、下記施設管理者として異議がなく、その施行について同意します。

1. 用排水施設の名称

2. 所 在 場 所

3. そ の 他

- 1 用排水施設管理者組合等の代表者名での同意の場合は、組合総会、役員会等の会議議事録を添付すること。
- 2 同意にあたって措置条件等を付されている場合は、その内容を記載・添付すること。

(別表1-1)

開発行為の目的		図面の種類	明示すべき事項	縮尺	留意すべき事項	
共通	位置図		開発対象地域の位置 道路のみの開発行為については線形	1 / 50,000 以上		
	区域図		開発対象地域 市町村、大字、字界及び名称 地番界及び地番 事業区域界 開発対象区域内の立地条件(地形、河川、沢、湖沼(溜池)、崩壊地、人家、公共施設等)及び法令等に基づく地域指定の状況 残置又は造成する森林及び緑地 林班及び林小班	1 / 5,000 以上	事業区域とは、地域森林計画区域以外の土地を含む開発をしようとする森林等の区域。 地形図を使用すること。	
	林況図		開発対象地域について人工林、天然林及び針葉樹、広葉樹の区別 残置森林率 を規定している開発を行うときは、林齢が15年生以下及び16年生以上の林分の区別	1 / 5,000 以上	区別ごとに色別すること。	
	流域現況図		開発対象区域 開発対象区域下流河川に係る調査地点 流域内土地利用状況表	1 / 5,000 以上		
	公図		事業区域と開発対象地域の区別 事業区域内及び隣接区域の所有者氏名及び地番	1 / 3,000 以上	取得済み又は同意済みの箇所を色別すること。	
	開発区域求積図		地番ごと及び開発後の用途別面積	1 / 2,500 以上	三斜法、座標法等	
住宅団地、工業団地、別荘地及びレクリエーション施設等 (A)	土地利用計画	造成計画平面図	切土、盛土、捨土等の形態別の施工区域 施工する施設又は工作物の位置 残置し又は造成する森林及び緑地の区域 公共施設、公益的施設及び文化財等の位置 縦横断測線を位置付ける。	1 / 2,500 以上	コンターの記入してある図面を使用し、切土、盛土、捨土等明示すべき事項を色別する。 、 には地番を記入する。  (杭番号)	
		造成計画縦横断面図	造成計画平面図の測線名を記入し、施工前の地盤高の変化を明示し、施工後の計画高、法面の勾配及び施工する工作物を正確に記入する。	1 / 1,000 以上		
	土工計画	土工定規図	標準の断面に法面の勾配、排水施設(小段の排水)、工作物の構造及び切土、盛土の法面保護等を明示する。	1 / 100 以上	断面が長い場合は、法面の附近又は工作物の位置する場所でよい。	
		防災計画図	擁壁、堰堤、排水路、導水路、貯水池、及び洪水調整池等の位置を明示する。 流域の区域を明示する。	1 / 2,500 以上	防災施設等の計画が総合的に判断できるよう、施設別に色別又は記号にて記入する。	
	防災施設等の計画	施設の詳細図	擁壁、堰堤、貯水池及び洪水調整池の構造及び施設計画の詳細を明示する。	1 / 100 以上	施工する施設ごとに図面を作成する。	
		排水施設計画図	雨水及び汚水排水に分離し、それぞれについて施工する排水施設の規模及び排水路の勾配等について明示する。また、流末処理に至るまで水路状況を記入する。	1 / 2,500 以上	汚水排水については、汚水処理場の位置又は排水量に対する下流の流下能力(最小断面)を確認する。	
		排水系統図	排水施設は、集水する流域面積によりその規模(管の大きさ等)が変わるので流域面積ごとに排水系統を明示する。	1 / 2,500 以上	流域面積の決定に対する理由を確認する。	
		排水施設の詳細図	雨水及び汚水施設の構造及び汚水処理場等の詳細を明示する。	1 / 100 以上	河川等の環境基準を守る施設であるかどうか。	
	附帯施設計画	施設中の災害防止計画図		施工中の災害を防止するため施工する施設等の位置及びその詳細を明示する。	1 / 2,500 以上	施工する工程等が明らかであるか、又その理由について
		道	計画平面図	進入道路の接続地点、巾員、延長、線形及び構造物の位置を明示する。(開発対象地域に道路を計画する場合もその詳細を記入する。)	1 / 2,500 以上	造成計画平面図に同時に図示してもよい。
縦断面図			線形に沿って測点を入れ、地形の変化を明示し、計画勾配を記入する。	ヨコ 1 / 1,000 タテ 1 / 200	切土高、盛土高、勾配等が明示されているか。	
路	横断面図	測点ごとの断面の地形の変化を明示し、計画断面を記入する。	1 / 100 以上	5.0m以上の法面に小段が切られているか。		

開発行為の目的	図面の種類		明示すべき事項	縮尺	留意すべき事項		
附帯施設計画	給水計画	構造物の詳細図	ブロック積、排水施設等の構造を明示する。	1 / 100 以上	寸法、法勾配、材料が明示されているか。		
		施設計画平面図	送水施設、排水池、貯水、取水、給水管の配管及び浄水ポンプ等の位置及び規模等を明示する。	1 / 2,500 以上	排水施設計画図に同時図示してもよい。		
		施設構造物	排水池、取水池、浄水場等の施設構造を明示する。	1 / 1,000 以上	排水池等の施設の概要を明示するもの。		
		構造物の詳細図	給水管、浄水ポンプ等の構造の詳細を明示する。	1 / 500 以上	管径等の寸法が明示されているか。		
ゴルフ場 (B)	土地附屬	土地利用計画図	排水施設、給水施設及び施工する施設又は工作物の位置 公共施設、公益的施設及び文化財等の位置	1 / 2,500 以上	コンターの入った図面で、各施設が明確に記入されているか。		
		造成計画平面図	切土、盛土、捨土等の形態別に色別区分し、造成計画高を明示する。 残置又は造成する森林及び緑地の区域を区別し明示する。	1 / 2,500 以上	コンターの入った図面に、造成計画高、コースの法面等が明確であるかどうか。		
	土工計画	造成計画断面図	コース単位に測点間隔を50m以内とし、縦断の施工前地盤高の変化の明示と、 施工後の計画高を明示する。	1 / 500 以上	コースが上下に隣接して造成する場合には、上下コースの切土・盛土状況が明瞭に確認できるか。 運土計画図には切土、盛土の移動状況がわかるよう数量で矢印等で明示 (杭番号)		
		運土計画図 (別紙)	横断は、フェアウェイセンター振り分け50m以上とし、施工前地盤高の変化の明示と、施工後の計画高及び断面の勾配を明示する。				
		土工定規図	(A)の場合と同じ			1 / 100 以上	(A)の場合と同じ
		土留構造物	ブロック積、擁壁、編柵、フトン籠等の構造を明示する。			1 / 50 以上	寸法、勾配等が明確であるか。
	防災施設等計画	排水施設計画平面図	(A)と同じ	1 / 2,500 以上	(A)と同じ		
		排水施設の詳細図	洪水調整池の構造及び施行箇所の詳細図、排水暗渠、排水開渠及び排水升等の構造を明示する。	1 / 50 以上	洪水調整池の計算書及び排水流量計算書があるか。		
		防災工事計画平面図	(A)の防災計画図と同じ	1 / 2,500 以上	(A)と同じ		
		防災工事計画構造図	排水施設を除き(A)の施設の詳細図と同じ	1 / 100 以上	"		
		排水系統図	(A)の排水施設計画図と同じ	1 / 2,500 以上	"		
	附帯施設計画	道	計画平面図	(A)と同じほか、安全施設を記入する。	1 / 2,500 以上	"	
			縦断図	(A)と同じ。	ヨコ 1/1,000 斜 1/200	"	
			横断図	"	1 / 200 以上	"	
施設構造図			"	1 / 100 以上	"		
路		道路定規図	標準断面に施工前地盤高の変化の明示と、施工後の計画高、法面の勾配、工作物の構造及び切土、盛土法面の保護工を明示する。	1 / 100 以上	工作物の種別(排水工、土留工、路側工)及び巾員等の寸法が明確であるか。		
給水計画		給水系統図	(A)の施設計画平面図と同じのほか、給水の系統を明示する。 必要に応じ施設構造図、構造物の詳細図を含む。	1 / 2,500 以上	(A)の給水計画と同じでよい。		
土石採取 (C)	土地利用計画	土地利用計画平面図	採取計画の区域、沈砂池及び調整池を必要とするときはその位置、防災施設の配置計画等を明示する。残置し又は造成する森林及び緑地の区域を明示する。	1 / 2,500 以上	コンターの記入してある図面を使用し、計画の区域、施設の配置計画を色別し、その凡例に間違いがないか。		

開発事業の目的	図面の種別	明示すべき事項	縮尺	留意すべき事項	
土石採取 (C)	土工 計画	計画縦断面図	採取前の地盤高の変化及び採取後の計画縦断を明示する。	1 / 1,000 以上	切土高、盛土高、採取後の地盤高が明示されているか。
		計画横断面図	採取前の断面の地盤高の変化及び採取後の計画横断面を明示する。	1 / 1,000 以上	採取後の断面及び道路等に接する場合、その関連が明示されているか。
	法面保護工法図	採取後の法面を保護する工法	1 / 100 以上	全面の保護でない場合は、その理由が明確か。	
	防災 施設 の 計画	跡地利用計画平面図	採取後の跡地を利用するときは、その計画施設を明示する。	1 / 2,500 以上	利用計画がないときは、その維持管理について明示されているか。
		防災、排水計画平面図	採取中及び採取後における雨水の排水計画、周辺の地域に対する防災計画及び流末処理について明示する。	1 / 2,500 以上	周辺地域に影響があると認められるときは、同意等があるかどうかを確認する。
		防災、排水施設構造図	防災、排水施設についてその構造の詳細を明示する。	1 / 100 以上	調整池、沈砂池等の構造図があるか確認する。
農用地造成 (D)	土地利用計画平面図	開墾し農用地とする区域、残置森林の区域及び給水施設の位置を明示する。	1 / 1,000 以上	(C)の土地利用計画平面図と同じ (杭番号)	
	計画縦断面図	開墾前の地盤高の変化及び開墾後の計画縦断を明示する。	1 / 2,500 以上	(C)と同じ	
	計画横断面図	開墾前の地盤高の変化及び開墾後の計画横断を明示する。	1 / 1,000 以上	(C)と同じ	
	用水、排水計画書	用水及び排水の系統を明示する。	1 / 2,500 以上	土地利用計画平面図と併用してよい。	

注意事項

- 1 上記図面のほか必要な図面は、適当な縮尺で作成すること。
- 2 必要がないと認められる図面は、省略することが出来る。

(その他) 添付する計算書等

- 1 土量計算書
- 2 面積計算書
- 3 雨水等排水の流量計算書
- 4 調整池貯水量計算書
- 5 給水量の計算書
- 6 地質調査書
- 7 設計者及び工事施行者一覧表
- 8 その他必要と認められる計算書

林地開発制度に係る「専ら道路」事業の  
取り扱いについて

## 林地開発制度に係る「専ら道路」事業の取り扱いについて

林地開発許可制度実施要綱第10条に規定する「許可制の適用のない開発行為の協議書の添付書類」を規定しているところであるが、林地開発許可制度事務取扱要領第7及び同細部運用第1の「一部省略させることができるもの」の規定に基づき、林地開発許可業務の効率的な事務処理をはかるため、「専ら道路」については、次のとおり運用することとして差し支えない。

### 1. 「専ら道路」について

「専ら道路」とは、国又は地方公共団体が開設する道路とする。ただし、施設への進入路等他の施設との一体的な開発とみられる道路であって開発態様からして総合的検討を要するものは除外する。

### 2. 協議書に添付する書類について

別表 - 4 の添付書類一覧表のとおりとする。

(別表 - 4)

「専ら道路」に係る開発協議（連絡調整）図書一覧表

NO	図 書 名	摘 要	様式NO	P
1	計画概要書（連絡調整）		別 紙	84
2	土 地 利 用 計 画 書		1-3	59
3	林 地 開 発 工 程 表		1-4	60
4	防 災 計 画 概 要 書		1-5	61
5	他法令の許認可関係調書		1-6	69
6	河 川 協 議 関 係 調 書	河川実態調査書記載要領 参照	1-5-2-5	65
7	伐採届及び伐採後の造林届出書(写)		16	49
8	位 置 図	1/5,000以上 別表(1-1)に準じて作成すること		80
9	森 林 計 画 図	” ”		
10	土 工 定 規 図	1/100 以上 ”		
11	特に必要と認める図書	”		

**(別紙)計画概要書**

協議者	住所				
	氏名				
開発行為に係る 森林の所在場所	郡市 町村 字 番  ほか ほか ほか 筆				
開発行為の目的					
事業又は施設の名称					
開発行為の面積	種別				面積
	開発行為に係る事業区域面積				ha
	開発行為をしようとする森林面積				ha
	開発行為に係る森林面積				ha
開発行為に係る事業区域面積内訳	区分	森林	農地	その他	計
	面積 ha				
	比率 %				
開発行為機関	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日				
全体計画	期別	第1期	第2期	第3期	第4期
	期間	H. ~ H.	H. ~ H.	H. ~ H.	H. ~ H.
	面積	ha	ha	ha	ha
	事業費	千円	千円	千円	千円
開発計画の概要					
事業実施のための根拠 法令及び許認可等の 年月日、指令番号 等					

( 連 絡 調 整 )

土地の取得状況	
予算措置の状況	
防災計画方針	
開発森林を直接水源と している農地、住宅、そ の他施設への対応措置	
開発に係る河川 協議の状況	
周辺環境に与える 影響の有無と対策	
その他特に配慮した事項	

## 現場写真撮影要領

## 現場写真撮影要領

### (目的)

第1 撮影は完了(中間)確認調査の際、開発行為が適正に行われたかどうかについての判断資料とする目的で行うものである。

### (方法)

第2 撮影は次により行うものとする。

(1) 行為前と行為後の開発区域の全景を同一地点から撮影し、地形林況、構造物の設置状況等を明らかにすること。

また、開発区域の周辺の状況(農地、河川、用水、住居、道路等)との関連が把握できるようにすること。

(2) 1枚の写真で表現が不十分と思われるときは、つなぎ写真とすること。

(3) 寸法等の表現には特に留意し、ポール、テープ等を使用すること。

(4) 工事終了後、明視できなくなる防災施設構造物については、可能な範囲で撮影し、経過写真として添付すること。

(5) 撮影年月日を標記すること。

(6) 写真の編集は工種毎、施工、経過が系統的に明瞭になるように貼付すること。

### (対象)

第3 撮影の対象は次のものとする。

(1) 開発区域の着工前、完了後の状況(地形、林況)

(2) 防災施設の設置箇所の設置及び完了状況

(3) 残置森林、造成森林及び造成緑地が設置される箇所及び造成状況

## 参 考 资 料

## 参考資料

「開発行為の運用細則について」第2 7関係

### 排水施設の断面設計について

1. 雨水流出量の決定は次式による。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

$Q$  : 雨水流出量 (  $m^3/sec$  )  
 $f$  : 流出係数 ( 別表 - 1 )  
 $r$  : 設計雨量強度 (  $mm/hr$  )  
 $A$  : 集水区域 (  $ha$  )

(1) 流出係数は表 - 1 ( 「運用細則」第14表 - 2 ) による。

(2) 設計雨量強度は次式によるが、

$$r_n = r^{60}_n \times a / t^p + b$$

$a, b, p$  : 地域の係数  
 $r^{60}_n$  :  $n$ 年確率60分雨量 (  $mm/hr$  )  
 $t$  : 降雨継続時間 (  $min$  )

具体的には、表 - 5 ~ 8の雨量強度式に表 - 4の地域区分を適用し算定する。

(平成15年1月 秋田県建設交通部設計マニュアル(砂防編)より)

降雨継続時間は、表 - 2の開発流域別の洪水到達時間(「運用細則」第14の表-3)を使用してもかまわない。

上記の10年確率雨量強度式にの洪水到達時間を代入した10年確率設計雨量強度は、表 - 3のとおりである。

(表 - 1) 流出係数

区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5
草地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6
耕地	-	0.7~0.8	0.5~0.7
裸地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9

(表 - 2) 洪水到達時間

流域面積	単位時間
50ha以下	10分
100ha以下	20分
500ha以下	30分

(表 - 3) 開発流域別・地域別 10 年確率設計雨量強度 (単位: mm/hr)

観測所	開発流域面積			備考
	50ha 以下	100ha 以下	500ha 以下	
鷹 巣	107.6	84.0	70.2	
能 代	107.8	83.3	69.2	
秋 田	117.3	88.3	72.3	
横 手	113.8	88.0	72.4	

2. 計画断面の決定

(1) 計画流量の決定は次式による。

$$Q' = A \times V$$

Q' : 計画流量 (m<sup>3</sup>/sec)

A : 計画排水断面 (m<sup>2</sup>)

V : 流速 (m/sec)

流速はマンニング式による。

$$V = 1 / n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

R : 径深 (m)

n : 粗度係数 (表 - 9)

I : 排水施設勾配

P : 潤辺長 (m)

$$R = A / P$$

L : 河道等の延長 (m)

$$I = H / L$$

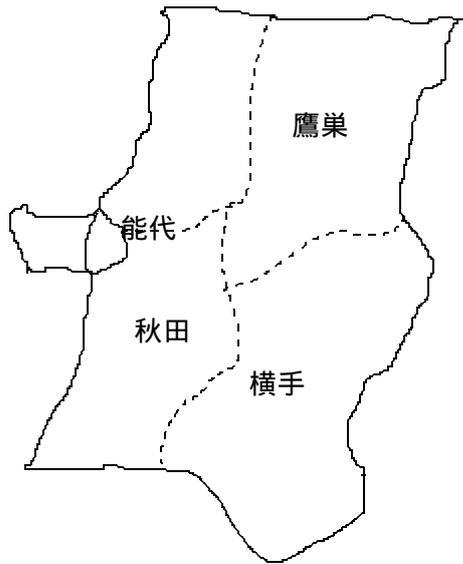
H : 河道等の高低差 (m)

(2) 計画断面の決定

$$Q \times F = Q'$$

F : 安全率 (1.2 以上)

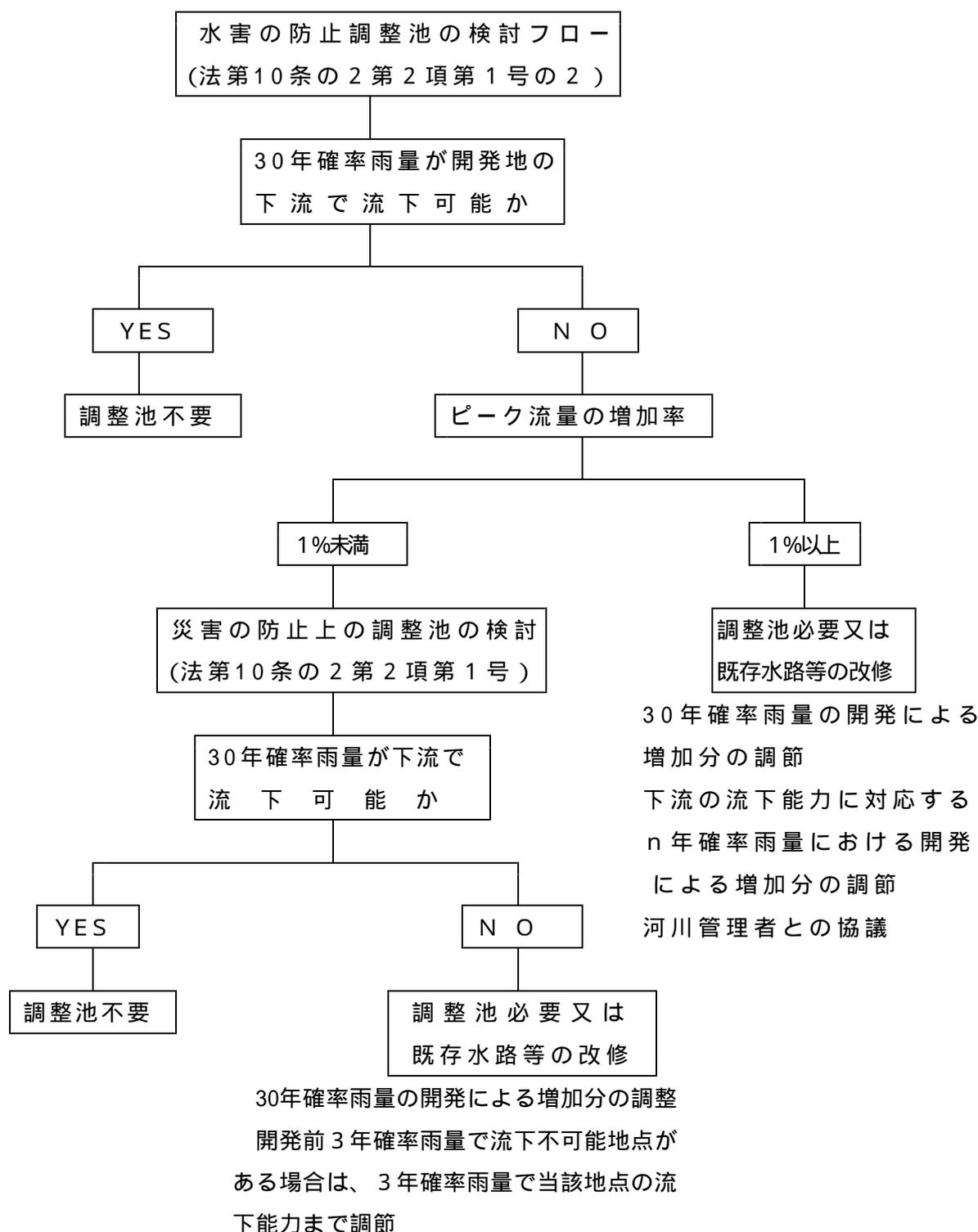
(表 - 4)



観測所	適用管内
鷹	鹿角地域振興局
巢	北秋田 "
能	山本 "
代	
秋	秋田 "
田	由利 "
横	仙北 "
手	平鹿 "
	雄勝 "

## 洪水調整池の調整容量等の算定について

1. 洪水調整池設置の要否は、河川及び施設管理者との協議結果によるが、「開発行為の許可基準の運用細則」第16、17に規定する洪水調整池の設置の要否判定は、次による。



2. 30年確率で想定される雨量強度とは、表 - 4 の地位区分に従い、表 - 5 ~ 8 の雨量強度式を参考とすること。50年確率、100年確率も同様とする。

3. 申請者は、各調査地点における諸元を表 - 10 「入力項目整理表」に整理し、提出するものとする。

4. 参考までに簡便式による計算例を示せば、表 - 11、表 - 12のとおりである。ここでは、流入時間は「カーベイ式」を流下時間は「ルチ八式」を使用している。

(1) カーベイ式

$$t_1 = (2 / 3 \times 3.28 \times L \times n d / H / L 10)^{0.467} L$$

t<sub>1</sub> : 流入時間 (min)

L : 流域内最遠点から河道等の最上流端までの距離 ( m )

H : 上記区間の標高差 ( m )

n d : 遅滞係数 (表 - 13)

(注)ただし30分を超える場合は30分

(2) ルチ八式

$$t_2 = [ ( L' / 1,000 ) / \{ 72 \times ( H' / L' )^{0.6} \} ] \times 60$$

t<sub>2</sub> : 流下時間 (min)

L' : 河道等の最遠点から計画排水施設までの距離 ( m )

H' : 上記区間の標高差 ( m )

(注)河道等が一樣なとき t<sub>2</sub> = L' / V'

(3) 洪水到達時間 (降雨継続時間)

$$t = t_1 + t_2$$

(表 - 13) 遅滞係数

地 被 状 態	n d
不 透 水 面	0 . 0 2
よく締った裸地 (なめらか)	0 . 1 0
裸地 (普通の粗さ)	0 . 2 0
疎草地及び耕地	0 . 2 0
牧草地または普通の草地	0 . 4 0
森林 (落葉林)	0 . 6 0
森林 (落葉林、落葉等堆積地)	0 . 8 0
森林 (針葉樹林)	0 . 8 0
密 草 地	0 . 8 0

5. 洪水調整池の設置の要否及び容量等の計算事例を林野庁資料により再掲すれば、別添計算例のとおりである。

表 5

河川調査

短時間確率降雨強度曲線  
 氣象觀測地点名 : 鷹巢  
 資料期間 : 昭和32年~平成13年

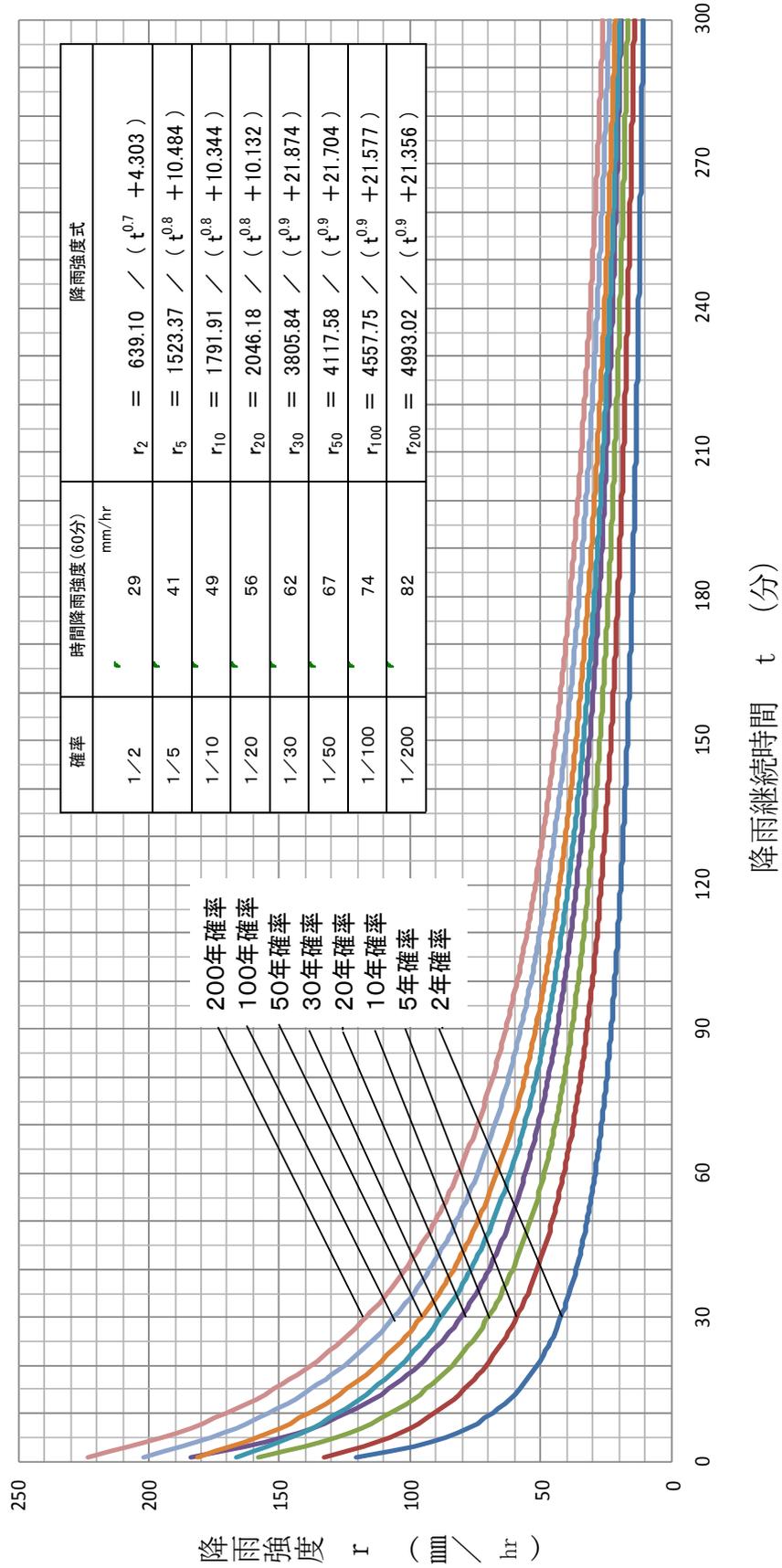


表 6

氣象觀測地点名：能代  
資料期間：昭和32年～平成13年

短時間確率降雨強度曲線

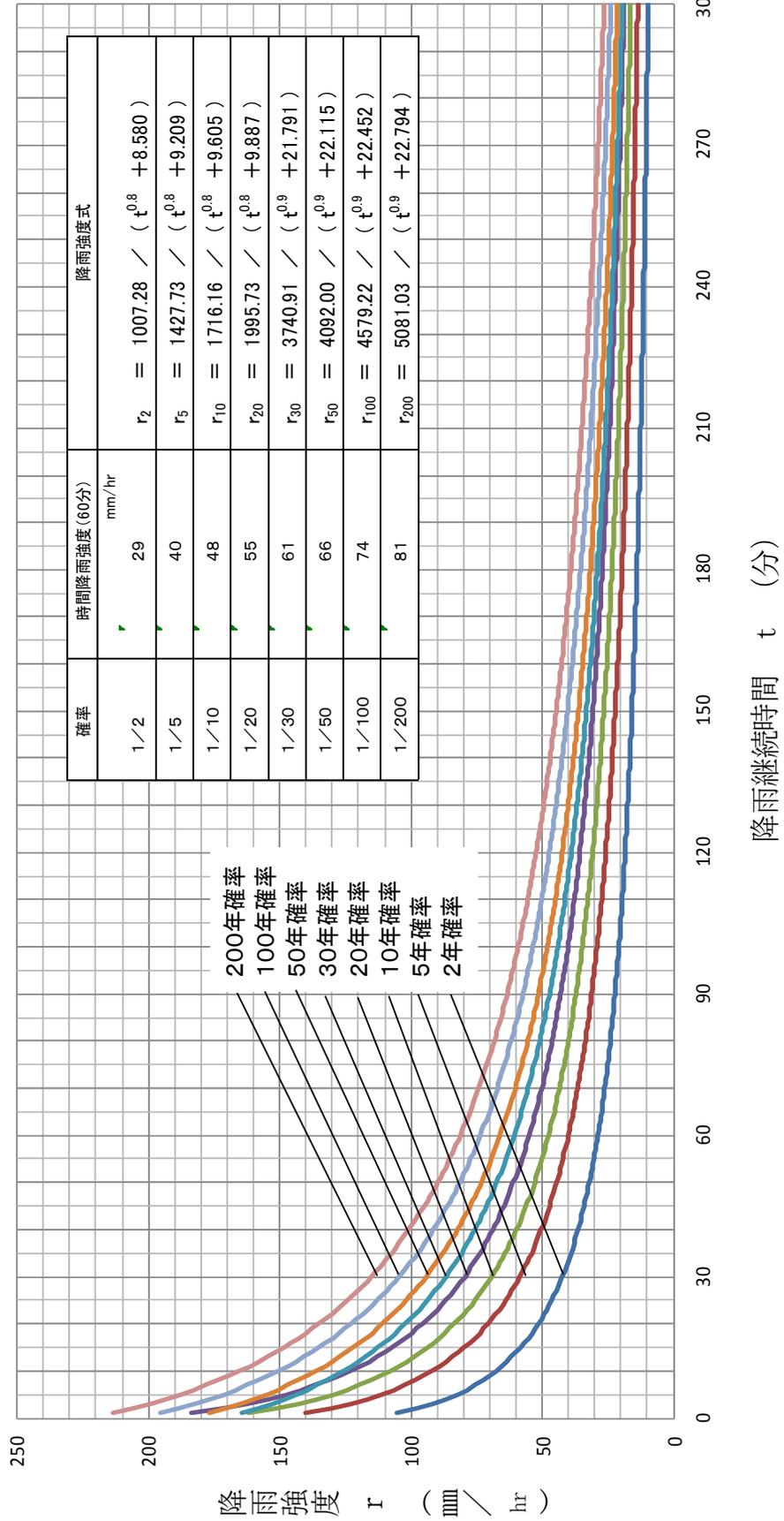


表 7

気象観測地点名 : 秋田  
資料期間 : 昭和32年～平成13年

短時間確率降雨強度曲線

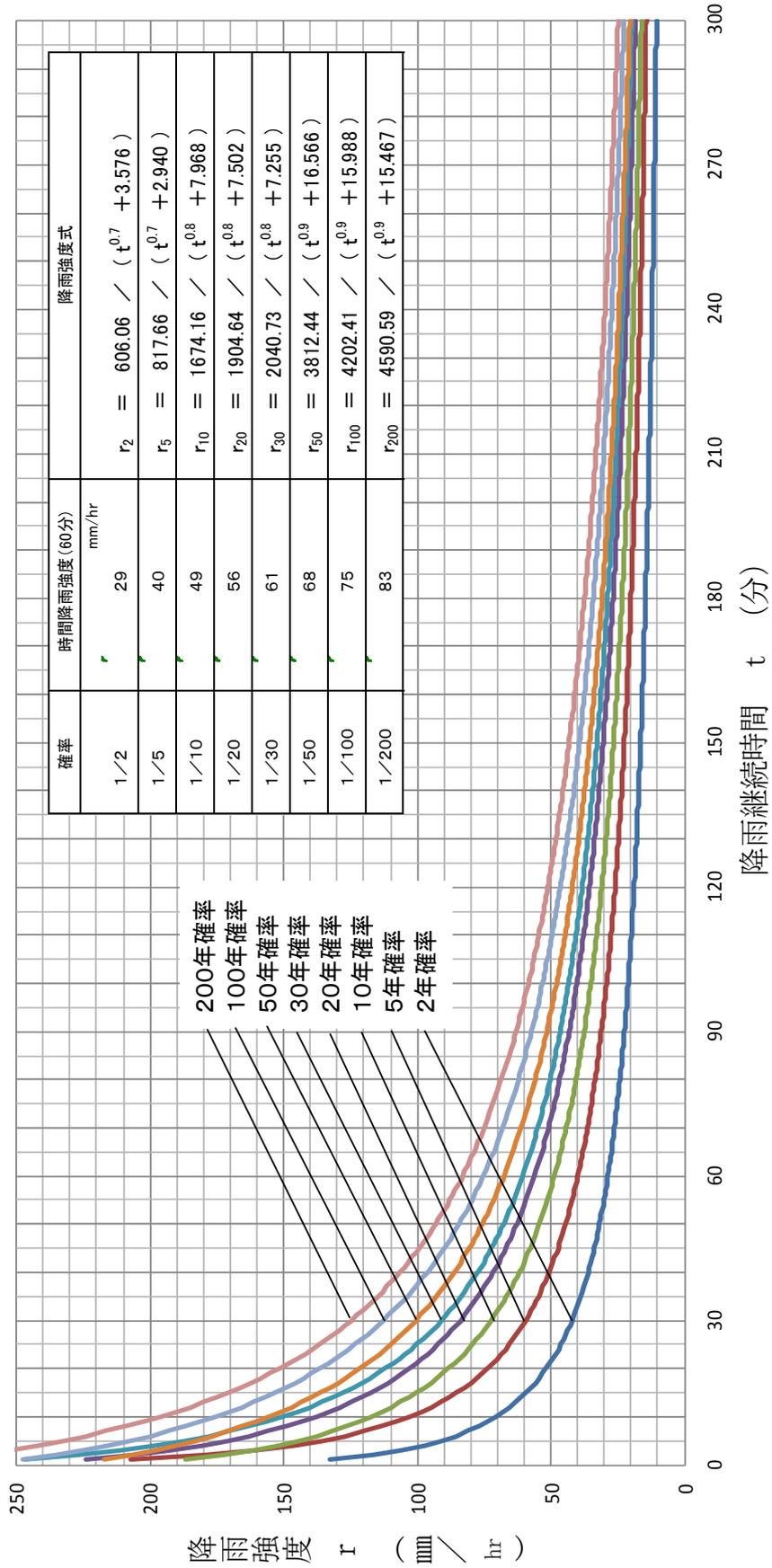
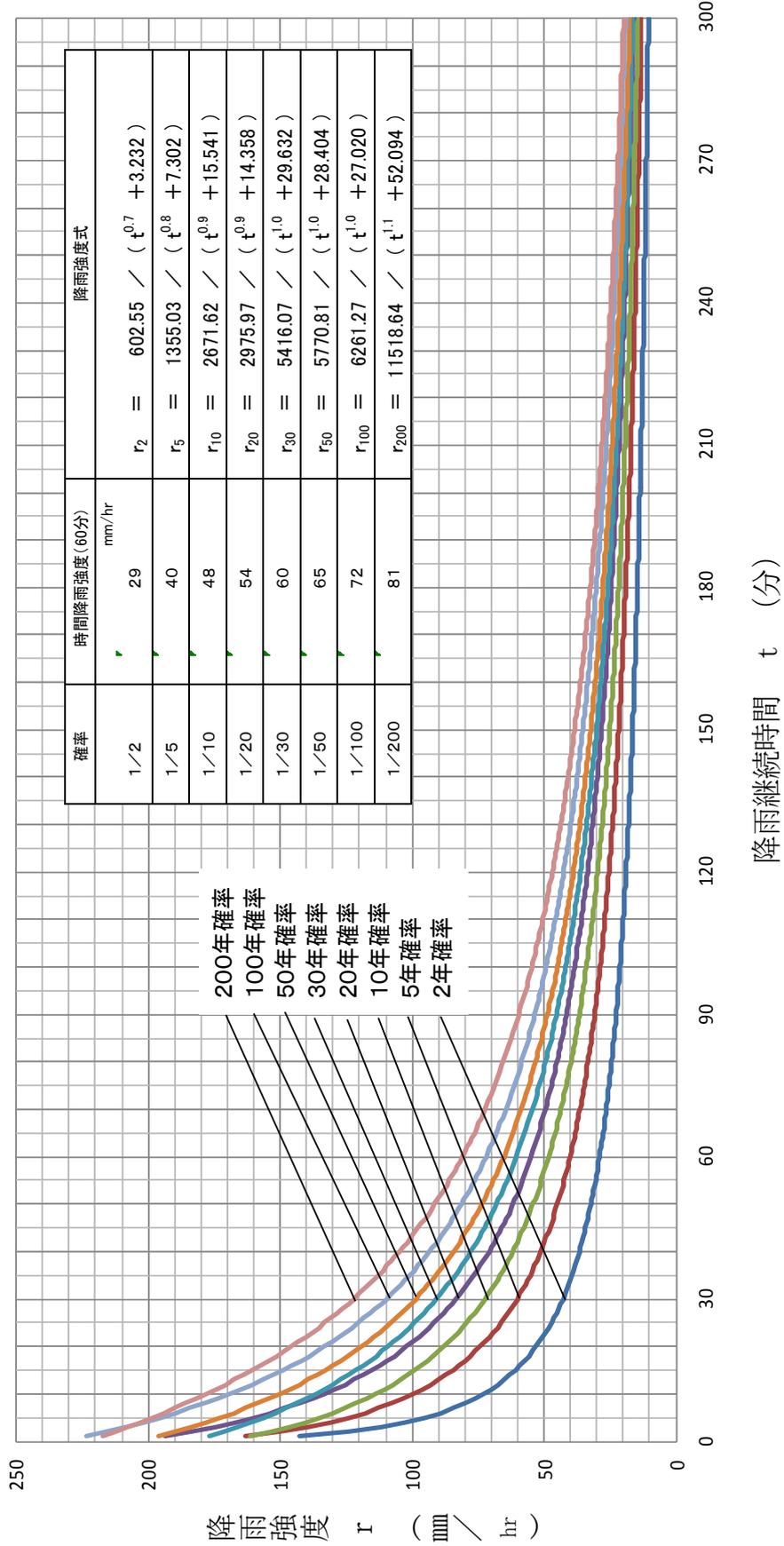


表 8

河川調査

短時間確率降雨強度曲線  
 気象観測地点名：横手  
 資料期間：昭和32年～平成13年



(表 - 10)

【入力項目整理表】

( )

排水番号	排水位置	集水面積 A	開発面積 ha	到達時間の計算					可能流下量の計算				確率雨量強度の計算		ピーク流量の算出		許容放流量の算出			
				距離 L	標高差 H	遅滞係数 n d	距離 L'	標高差 H'	径深 R	係数 n	勾配 I	断面積 a	確率年数 Y	地区 T	開発前 F	開発後 F'	調整池の集水面積 a	開発前 f	開発後 f'	
				m	m		m	m	m		%	m <sup>2</sup>	年					ha		
1		ha	ha	m	m		m	m	m		%	m <sup>2</sup>	年					ha		
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				

排水位置：文字入力

A : 集水面積 (流域全体の集水面積 (ha))

開発面積：開発面積 (ha)

L : (山腹等) 流域内最遠点からの距離 (m)

H : (山腹等) 標高差 (m)

n d : 遅滞係数

L' : (河川等) 流域内最遠点からの距離 (m)

H' : (河川等) 標高差 (m)

R : 断面の径深 (m)

n : 粗度係数

I : 縦断勾配 (%)

a : 水路の断面積 (m<sup>2</sup>)

Y : 確率年数 2年~100年 (標準値30年)

T : 地区 (1:鷹巣、2:能代、3:秋田、4:横手)

F : 開発前の流出係数 (全体)

F' : 開発後の流出係数 (全体)

a : 調整池の集水面積 (ha)

f : 開発前の流出係数 (調整池の集水区域)

f' : 開発後の流出係数 (調整池の集水区域)

【端数処理】

、 、 、 、 : 小数点以下第4位

、 、 、 、 : 小数点以下第3位

、 、 : 小数点以下第2位

、 、 、 : 単位止め

(表 - 11)

計 算 例

洪水調節池判定と比流量算定表

(

30年確率) 鷹巣

VER. 3 (

)

排水 番号	排水位置	集水面積 (ha)	開発面積 (ha)	縦断勾配 I (%)	流速V (m/秒)	可能流下量 Q1 (m³/秒)	開発前降雨流量		開発後降雨流量		増加量 (%)	Q1、Q2に よる比較	許容放流量 (m³/秒)	n年許容放流量 (m³/秒)	河川比流量 (m³/秒/ha)	洪水調節容量	
							F	Q2(m³/秒)	F'	Q3(m³/秒)						t	V
1	1	470.0000	8.8541	2.50000	3.562	35.620	0.450	39.539	0.457	40.154	101.6	Q1 < Q2	36.174	32.589	0.076	80	61.005
2								(注 <sub>1</sub> )		(注 <sub>2</sub> )			(注 <sub>3</sub> )	(注 <sub>4</sub> )	(注 <sub>5</sub> )		
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

(注<sub>1</sub>)  $Q_2 = 1 / 360 \times F \times r \times A = 1 / 360 \times 0.450 \times 67.3 \times 470 = 39.539$

(注<sub>2</sub>)  $Q_3 = 1 / 360 \times F' \times r \times A = 1 / 360 \times 0.457 \times 67.3 \times 470 = 40.154$

(注<sub>3</sub>)  $q_{30} = (Q_2 \times a \times f) / (A \times F) = (39.539 \times 430 \times 0.450) / (470 \times 0.450) = 36.174$

(注<sub>4</sub>)  $q_n = (Q_1 \times a \times f) / (A \times F) = (35.620 \times 430 \times 0.450) / (470 \times 0.450) = 32.589$

(注<sub>5</sub>)  $q = Q_1 / A = 35.620 / 470 = 0.076$

(表 - 12)

【入力表1】

排水 番号	到達時間								可能流下量				確率雨量強度の算出			
	入力項目			潜入時間	入力項目		流下時間	到達時間	入力項目			可能流下量	入力項目		雨量強度	
	L	H	nd	t1(分)	L'	H'	t2(分)	t(分)	R	n	I	a	Q1	確率年数	地区	r
1	(m) 2,400	(m) 120.00	0.60	30.00	(m) 4,000	(m) 180.00	21.43	51.43	(m) 0.7	0.0350	(%) 2.5000	(m <sup>2</sup> ) 10.000	(m <sup>3</sup> /秒) 35.62	(年) 30	1	(mm/時間) 67.3
2				(注6)			(注7)	(注8)					(注9)	Y: 2年 5年		(注10)
3														10年 20年		
4				(注6) $t_1 = (2/3 \times 3.28 \times L \times nd / H/L)^{0.467}$ による					(注9) $Q_1 = a \times V = 10.00 \times 3.562 = 35.62$					30年 40年		
5				(ただし、30分を超えるため30分)					(ただし、 $V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$ による)					50年 100年		
6				(注7) $t_2 = [(L'/1,000) / \{72 \times (H'/L')^{0.6}\}] \times 60$ による					(注10) $r_{30} = 610 / (t^{0.5} + 1.892)$							
7				(注8) $t = t_1 + t_2 = 30.00 + 21.43 = 51.43$					$= 610 / (51.43^{0.5} + 1.892) = 67.3$					T: 1: 鷹巣		
8														2: 能代		
9														3: 秋田		
10														4: 横手		

【入力表2】

ピーク流量の算出				許容放流量		許容放流量の 対応する降雨 強度 (rc)	洪水調節容量		集水区域の流出係数	
入力項目		30年確率		入力項目			t	V	入力項目	
開発前	開発後	開発前	開発後	調節池の集水面積	許容放流量	(分)	(m <sup>3</sup> )	開発前	開発後	
(F) 0.450	(F') 0.457	(m <sup>3</sup> /秒) 39,539	(m <sup>3</sup> /秒) 40.154	(ha) 430.000	(m <sup>2</sup> /秒) 36.174	(mm/時) 66.12	80	61,005	(f) 0.450	(f') 0.458
						(注11)		(注12)		
						(注11) $r_c = (360 \times q_{30}) / (a \times f') = (360 \times 36.174) / (430 \times 0.458) = 66.12$				
						(注12) $V = (r_1 - r_c / 2) \times t_1 \times f' \times a \times 1 / 360$				
						$= (r_1 - 66.12 / 2) \times t_1 \times 0.458 \times 430 \times 1 / 360$				
						(微分して極値を与える $t_1$ とその場合の $r_1$ を求める。いま $t_1 = 80$ 分であり)				
						$r_1 = 610 / (t^{0.5} + 1.892) = 610 / (80^{0.5} + 1.892) = 56.292$				
						$V = (56.292 - 33.06) \times (80 \times 60) \times 0.458 \times 430 \times 1 / 360 = 61,005$				

## 洪水調整池設置の必要性の有無及び放水量・貯水量の決定

### 1. 必要性の有無の検討 (30年確率雨量強度による)

- (1) 当該開発行為に伴い増加する ピーク流量1%以上 だが下流は安全な 流量断面を有する ----- 不 要
- (2) 当該開発行為に伴い増加する ピーク流量1%以下 だが下流は安全な 流量断面を有しない (挟搾部がある) ----- 条件付不要
- -----
 現行技術水準からして原因者の立証が困難  
 河川等管理者の協議結果により必要な場合もある
- (3) 当該開発行為に伴い増加する ピーク流量1%以上 で安全に流下させる 流量断面を有しない (挟搾部がある) ----- 必 要
- -----
 30年確率雨量強度による開発前ピーク流量以下まで調整  
 挟搾部流量に相当する確率年雨量強度による開発前ピーク流量以下まで調整

### 2. 決定の手順 (計算例を基に)

(流域概念図)

区 分	調整池に係わる		挟搾部 x に係わる	
	開発前	開発後	開発前	開発後
開発面積 (ha)	50		50	
集水面積 (〃)	a ; 200		a ; 200	
流出係数	f ; 0.55	f' ; 0.65	F <sub>x</sub> ; 0.59	F <sub>x'</sub> ; 0.60
設計雨量強度 (30年確率雨量強度による) (mm/hr)			R <sub>x30</sub> ; 44	
R <sub>x30</sub> を求めるに使用した洪水到達時間 (min)			T <sub>x</sub> ; 160	

調整池

x, y, z は挟搾部

#### 2-1. 洪水増加率、下流流下能力の検討

- (1) x 地点での 開発前 のピーク流量を求める

$$Q_{x30} = 1 / 360 \cdot F_x \cdot R_{x30} \cdot A_x = 1 / 360 \times 0.59 \times 44 \times 2,000 = 144.2 \text{ (m}^3/\text{sec)}$$

- (2) x 地点での 現況流下可能 ピーク流量 (現地調査による) を求める

$$Q_{xpc} = \text{断面} \times \text{流速} = 101.6 \text{ (m}^3/\text{sec)} \text{ とする}$$

- (3) x 地点での 開発後 のピーク流量を求める

$$Q_{x'30} = 1/360 \cdot F_{x'} \cdot R_{x30} \cdot A_x = 1 / 360 \times 0.60 \times 44 \times 2,000 = 146.7 \text{ (m}^3/\text{sec)}$$

- (4) 以上のことにより

$$Q_{xpc} \text{ (101.6)} \quad Q_{x30} \text{ (144.2)}$$

$$Q_{xpc} \text{ (101.6)} \quad Q_{x'30} \text{ (146.7)} \text{ ----- } x \text{ 地点は30年確率雨量強度によるピーク流量を安全に流下させられない地点}$$

$$Q_{x'30} \div Q_{x30} = 101.7 \text{ ( \% )} \text{ ----- } \text{ " } \text{ ----- } \text{ が 1 \% 以上増加する地点である}$$

#### 2-2. 挟搾部 x は何年確率雨量強度によるピーク流量の流下能力 (断面) に相当するかを求める

$$Q_{xpc} = 1 / 360 \cdot F_x \cdot R_{xn} \cdot A_x \quad \text{R}_{xn} = 360(Q_{xpc} / F_x \cdot A_x) = (360 \times 101.6) / (0.59 \times 2,000) = 31 \text{ (mm/hr)}$$

----- 地点 x の到達時間 T<sub>x</sub> (160min) の n 年確率雨量強度による設計雨量強度

当該地域の 雨量曲線の T<sub>x</sub> と R<sub>xn</sub> から n = 10年 と推定

$$\text{----- } R_{xn} = R_{x10} \text{ であり } Q_{xn} = Q_{x10} \text{ である}$$

2-3. 開発前のピーク流量  $Q_{x30}$  を超えないような洪水調整池からの放水量  $q_{x30}$  を算出する

$$q_{x30} = Q_{x30} \cdot (a \cdot f) / (A_x \cdot F_x) = 144.2 \times (200 \times 0.55) / (2,000 \times 0.59) = 13.5 (\text{m}^3/\text{sec})$$

2-4.  $y, z$  地点について上記2-1-2-3を行い、当該開発行為による影響を最も強く受ける地点を決定する

$$\begin{array}{l} q_{y30} \quad q_{x30} \quad q_{z30} \quad (13.5 \text{m}^3/\text{sec}) \\ n_y \quad n_x \quad n_x \quad (10 \text{年}) \end{array} \quad \left. \begin{array}{l} \text{---} \\ \text{---} \end{array} \right\} \text{とすると } x \text{ 地点が該当することになる}$$

(注<sub>1</sub>) 検討箇所選定では河川管理者等の同意を得て行う

(注<sub>2</sub>) 集水区域の面積が 開発面積  $\times$  (60-70倍) の時はピーク流量増加率はおおむね 1%未滿

(注<sub>3</sub>) 一般的に  $q_{30}$  は下流の挟搾部ほど小さい

2-5. 洪水調整池からの許容放水量 (開発前のピーク流量を超えない放流量) の決定

(1) 洪水調整池からの30年確率降雨に対する許容放水量 ( $x$  地点に対する) の決定

$$q_{pc30} = q_{x30} = 13.5 (\text{m}^3/\text{sec})$$

(2) 洪水調整池からの  $n$  年 (ここでは10年) 確率降雨に対する許容放水量の決定

$$q_{pc10} = q_{x10} = 9.6 (\text{m}^3/\text{sec})$$

$$q_{x10} = Q_{x10} \cdot (a \cdot f) / (A_x \cdot F_x) = 101.6 \times (200 \times 0.55) / (2,000 \times 0.59)$$

2-6. 上記 2-5.(1)-(2)を満たす洪水調整容量 ( $V_f$ ) を求める

(1) 簡便法による ----- 「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準 (案)」 第11条 参照

30年確率降雨強度での許容放水量 ( $q_{pc30}$ ) に対応する設計降雨強度 ( $r_c$ ) を求める

$$q_{pc} = 1 / 360 \cdot f' \cdot a \cdot r_c$$

$$r_c = (q_{pc} \cdot 360) / (f' \cdot a) = (13.5 \times 360) / (0.65 \times 200) = 37 (\text{mm/hr})$$

洪水調節容量  $V_f$  を求める

$$\begin{aligned} V_f &= (r_i - r_c / 2) \cdot t_i \cdot f' \cdot a \cdot 1 / 360 = (r_i - 37 / 2) \times t_i \times (0.65 \times 200) / 360 \\ &= (r_i - 18.5) t_i \times 0.3611 \end{aligned}$$



$t_i$  について微分して極値を与える  $t_i$  を求めるか、 $t_i$  に逐次数値を代入・計算し、最大となる洪水調節容量を求める

$$V_{ft} = (41 - 18.5) \times 11,100 \times 0.3611 = 88,763 (\text{m}^3)$$

-----  $t_i = 185 (\text{min}) = 11,100 (\text{sec})$   
とすると  
-----  $r_i = 41 (\text{mm/hr})$

(2) 厳密計算法による ----- 「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準 (案)」 第10条 参照



$$q_{pc30} / a = 13.5 (\text{m}^3/\text{sec}) / 200 (\text{ha}) = 13.5 (\text{m}^3/\text{sec}) / 2 (\text{km}^2)$$

$$= 6.75 (\text{m}^3/\text{sec}/\text{km}^2) < 5.0 (\text{m}^3/\text{sec}/\text{km}^2)$$

----- 厳密計算が必要



(表 - 9) 粗度係数 ( n ) の標準値表

水路または河道の材料および潤辺の状態		n の範囲
<u>自然河川</u>		
1	線形、断面ともに規則正しく、水深が大きいもの、ただし砂床	0.025-0.033
2	線形、断面ともに規則正しく、礫床、草岸のもの	0.030-0.040
3	蛇行線形、淵瀬があるもの	0.033-0.045
4	" 多少石礫および草があるもの	0.035-0.050
5	" 水深が小さいもの	0.040-0.055
6	" 石礫床、水深が小さいもの	0.040-0.060
7	水草が多いもの	0.050-0.080
<u>土砂地盤に開さくした水路</u>		
1	粘度性地盤、洗掘がない程度の流速	0.016-0.022
2	砂質ローム、粘土質ローム地盤であって良好状態のもの	0.020 (平均値)
3	土地盤、直線状、断面整正な新水路	0.017-0.025
4	" 蛇行した鈍流	0.0225-0.030
5	" 石礫底、両岸に草が茂っているもの	0.025-0.040
6	断面一様な直線水路、底は泥砂	0.012-0.018
7	" 底は砂交り小砂利	0.020 (平均値)
8	" 底は砂利 径 1-3cm	0.022 ( " )
9	" " 2-6cm	0.025 ( " )
10	断面一様な直線水路 底は砂利 5-15cm	
<u>岩盤に開さくした水路およびトンネル</u>		
1	水平層岩盤、両岸を切り均し、または幅に対し水深のいちじるしく大きい場合	n 0.020
2	水平層岩盤、両岸を切り均さず、または水深の割合に大きい場合	0.020 (平均値)
3	水平層を成さぬ岩盤、いちじるしい突出を残さぬように掘ったもの	0.025-0.035
4	水平層を成さぬ岩盤、突出が多い場合	0.035-0.045
5	岩盤無巻立トンネル	0.030-0.040
6	岩盤無巻立トンネル、表面を切り均したもの	0.025-0.030
7	岩盤掘放しトンネル、セメントガンで凹凸を切り均したもの	0.012-0.024
<u>石工水路</u>		
1	煉瓦モルタル積	0.012-0.017
2	切石モルタル積	0.013-0.017
3	粗石モルタル積	0.017-0.030
4	粗石空積	0.025-0.035
5	両岸石張り、底面平坦な土	0.025 (平均値)
6	両岸石張り、不規則	0.028-0.035
<u>セメント、モルタル、コンクリートの管、トンネル、水路及び土質</u>		
1	純セメント平滑面	0.010-0.013
2	土管、継手の良否により	0.010-0.016
3	コンクリート管、継手の良否による	0.012-0.016
4	遠心力鉄筋コンクリート管	0.011-0.014
5	砂利を露出するようになった古いコンクリート面	0.016-0.020
6	コンクリート巻トンネル、表面モルタル塗	0.014-0.015
<u>金属管</u>		
1	鑄鉄管	0.011-0.015
2	真鍮管	0.009-0.013
3	鋸接鋼管	0.013-0.017

7) ;土木学会編水理公式集 昭和32年版 P11参照

林 地 開 発 相 談 窓 口	
鹿角地域振興局農林部森づくり推進課	鹿角市花輪字六月田 1
林業振興班	T E L ( 0186 ) 23 - 2275
北秋田地域振興局農林部森づくり推進課	北秋田市鷹巣字東中岱76 - 1
林業振興班	T E L ( 0186 ) 62 - 1445
山本地域振興局農林部森づくり推進課	能代市御指南町1 - 10
林業振興班	T E L ( 0185 ) 52 - 2181
秋田地域振興局農林部森づくり推進課	秋田市山王四丁目1 - 2
林業振興班	T E L ( 018 ) 860 - 3381
由利地域振興局農林部森づくり推進課	由利本荘市水林366
林業振興班	T E L ( 0184 ) 22 - 8351
仙北地域振興局農林部森づくり推進課	大仙市大曲上栄町13 - 62
林業振興班	T E L ( 0187 ) 63 - 6113
平鹿地域振興局農林部森づくり推進課	横手市旭川一丁目3 - 41
林業振興班	T E L ( 0182 ) 32 - 9505
雄勝地域振興局農林部森づくり推進課	湯沢市千石町二丁目1 - 10
林業振興班	T E L ( 0183 ) 73 - 5112
秋田県農林水産部森林整備課	秋田市山王四丁目1 - 1
森林管理班	T E L ( 018 ) 860 - 1942